

令和6年（2024年）12月10日（火曜日）

第 2 号

令和6年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第2号

令和6年(2024年)12月10日(火曜日)

三好 雅 君

村田 憲 俊 君

喜多 龍 一 君

出席委員

委員長

道見 泰 憲 君

副委員長

畠 山 みのり 君

清水 敬 弘 君

板谷 よしひさ 君

伊東 尚 悟 君

今津 寛 史 君

戸田 安 彦 君

藤井 辰 吉 君

前田 一 男 君

鈴木 仁 志 君

海野 真 樹 君

丸山 はるみ 君

川澄 宗之介 君

小泉 真 志 君

滝口 直 人 君

村田 光 成 君

内田 尊 之 君

太田 憲 之 君

久保秋 雄 太 君

中川 浩 利 君

白川 祥 二 君

荒当 聖 吾 君

赤根 広 介 君

梶谷 大 志 君

出席説明員

知 事 鈴木 直 道 君

副 知 事 浦 本 元 人 君

同 濱 坂 真 一 君

同 三 橋 剛 君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 山 本 倫 彦 君

総務部職員監 飯 田 滋 君

総務部危機管理監 木 村 敏 康 君

総務部
イノベーション推進監 天 野 紀 幸 君

総務部次長
兼行政局長 吉 川 政 英 君

財政局長 藤 原 啓 裕 君

危機対策局長 清 水 章 弘 君

財政課長 神 長 賢 人 君

総合政策部長
兼地域振興監 北 村 英 則 君

総合政策部
グローバル戦略推進監 工 藤 公 仁 君

総合政策部
次世代社会戦略監 大 矢 邦 博 君

総合政策部
交通企画監 宇 野 稔 弘 君

地域創生局長 馬 場 俊 哉 君

鉄道担当局長 佐々木 敏 君

【予算特別委員会 12月10日 第2号】

環境生活部長 加納孝之君
 環境生活部
 アイヌ政策監 薬袋浩之君
 環境生活部次長 阿部正幸君
 野生動物対策
 担当局長 新井田順也君

保健福祉部長
 兼感染症対策監 古岡昇君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監 野澤めぐみ君
 子ども政策局長 森みどり君

経済部長 水口伸生君
 経済部観光振興監 小田桐俊宏君
 経済部食産業振興監 山田哲史君
 経済部
 ゼロカーボン推進監 田中仁君
 経済部次長
 兼経済企画局長 伊藤雅実君
 観光局長 後藤知佳子君
 資源エネルギー局長
 兼風力担当局長 西岡孝一郎君
 観光事業担当局長 上野修司君

農政部長 水戸部裕君
 農政部
 食の安全・みどりの
 農業推進監 山口和海君
 農政部次長 大浦正和君

水産林務部長 岡嶋秀典君
 水産林務部
 森と海の未来づくり
 推進監 生田泰君

建設部長 白石俊哉君

建設部建築企画監 大野雄一君
 住宅局長 飯沼善範君

会計管理者
 兼出納局長 辻井宏文君

企業局長 松田尚子君

道立病院部長 岡本收司君

教育庁
 教育部長 菅原裕之君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局局長 近藤史郎君

人事委員会
 事務局局長 仲野克彦君

警察本部長
 警総務部長 菊地健司君

労働委員会
 事務局局長 田辺きよみ君

監査委員事務局局長 楨信彦君

収用委員会
 事務局局長 小林啓司君

議会事務局職員出席者

議事課参事 村上弘倫君
 議事課主幹 三上健治君
 同 阿部厚次君
 議事課主査 馬場貴史君
 同 福士元啓君
 同 斉藤晃俊君

同	中川典彦君	同	石堂知基君
同	相田恵君	同	福井宏次君
同	水口まち子君	同	中村公彦君
同	大西健君	同	土屋保真君
同	井端卓君	同	澤田真一君

午前 10 時 開議

○道見泰憲委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[馬場主査朗読]

1. 分科正・副委員長について、

第1分科委員長に	内田尊之委員
同 副委員長に	川澄宗之介委員
第2分科委員長に	久保秋雄太委員
同 副委員長に	小泉真志委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 議長から、委員の異動について、中司哲雄議員、檜垣尚子議員、滝口信喜議員の委員辞任を許可し、村田憲俊議員、喜多龍一議員、白川祥二議員を委員に補充選任した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

伊東尚悟委員
白川祥二委員

であります。

○道見泰憲委員長 それでは、議案第1号、第2号、第21号、第32号ないし第36号及び報告第1号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○道見泰憲委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長内田尊之君。

○内田尊之第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は12月3日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行うとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、12月5日から、第1分科会各部所管に関わる令和6年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行わ

れ、12月9日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、庁舎のセキュリティー確保、地方創生等、子ども政策、道内空港における国際線の運航などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○道見泰憲委員長 ありがとうございます。

第2分科委員長久保秋雄太君。

○久保秋雄太第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は12月3日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、12月5日から、第2分科会各部所管に関わる令和6年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、12月9日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、建築物省エネ法及び建築基準法の改正、物価高騰対策、宿泊税、高病原性鳥インフルエンザ、観光振興の在り方等などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

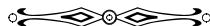
（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○道見泰憲委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩



午後2時44分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

理事会において、滝口(直)委員の北海道宿泊税条例案については、太田委員の宿泊税についてに組み入れること、なお、戸田委員、太田委員、板谷委員の総括質疑保留事項は、三好委員が一括して質疑を行うこと、小泉委員の米政策について、酪農振興については、同委員の持続可能な農業についてに組み入れること、中川委員の北海道宿泊税条例については、鈴木(仁)委員の宿泊税についてに組み入れること、なお、清水(敬)委員、川澄委員、鈴木(仁)委員の総括質疑保留事項は、小泉委員が一括して質疑を行うこと、赤根委員の札幌医科大学との連携については、同委員の札幌医科大学についてに組み入れること、赤根委員の防災対策については、同委員の防災・減災対策についてに組み入れること、赤根委員の地方税については、白川委員の宿泊税についてに組み入れること、なお、白川委員の総括質疑保留事項は、赤根委員が一括して質疑を行うこと、また、白川委員の食料・農業・農村基本計画について、エネルギー政策については取り下げること、海野委員の総括質疑保留事項は、荒当委員が一括して質疑を行うこと、なお、荒当委員の半導体関連産業の振興について、海野委員の北海道の未来に向けた戦略展開については取り下げること、真下委員の総括質疑保留事項は、丸山委員が一括して質疑を行う旨、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○道見泰憲委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

三好雅君。

○三好雅委員 それでは、太田委員、滝口(直)委員、板谷委員、戸田委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺ってまいります。

初めに、庁舎のセキュリティー確保についてであります。

警察庁の調査によりますと、令和4年の行政対象暴力事犯は398件、5年前の平成29年と比較して約5倍となるなど、行政に対する不満などから職員が狙われる事件が増加をしております。今年7月には、納税のトラブルから愛知県の高浜市役所で放火事件が起きるなど、自治体も例外ではなく、本道においても、昨年、鈴木知事の殺害予告があり、先月30日には道議会の爆破予告があるなど、セキュリティー対策の必要性が高まっているところであります。

各部審査においては、昨今の社会情勢等を踏まえ、何のチェックも受けることなく来庁者が道の庁舎内に自由に立ち入れる状況や、受付機能の見直しに関し質疑を行ってまいりましたが、庁舎内のセキュリティー確保の必要性は認めつつも、開かれた庁舎としての利便性の確保も必要であり、その両立に向けて必要な対応を検討する旨の答弁にとどまっております。

国の各省庁では、民間企業などでも広く導入しているセキュリティーゲートを設けるとともに、事前の面談予約を確認するなど、セキュリティーと利便性の両面に配慮した取組を進めておりますが、最近、先ほどのお話とはまた別に、官邸などを狙ったテロ行為が我が国でも発生して

おり、一層の対策強化が急務となっている事態であります。

道の庁舎においても、時代の変化に即したセキュリティー確保対策等の強化が緊急性の高い課題となっておりますが、知事の見解を伺います。

○道見泰憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 庁舎のセキュリティー確保に向けた対応についてであります。近年の行政を取り巻く環境の変化や事件の多様化などを踏まえると、職員が安心して働くことができる環境の整備や、行政情報の管理の強化とともに、庁舎のセキュリティー確保に向けた対策が求められているところでございます。

道といたしましては、こうした状況に的確に対応するため、職員の執務環境の整備に加え、庁舎のセキュリティー確保に向けた対策と来庁される方々の利便性の向上の両立を図ることが重要であると認識をしております。

このため、国や他自治体、民間における取組などを参考とし、専門家の方々の御意見も伺いながら、年度内をめどに、庁舎におけるセキュリティーゲートの導入に向けた課題について整理をするとともに、あわせて、入り口や各フロアにおける案内表示の充実、各執務室内における窓口機能の設置、執務スペースと来庁者対応スペースとの分離などについても検討を進め、職員をはじめ、利用される方々が安全、そして安心して利用いただける庁舎となるよう取り組んでまいります。

○三好雅委員 利便性の確保はもちろんのこと、セキュリティー確保に向けた対策については、先ほど答弁にありましたように、専門家の意見を伺いながら年度内を目途に課題を整理するというところであります。

先ほどのいわゆる行政対象暴力事犯というのは急激に増えてきていることから、ぜひ、この取組というのは早急に進めるべきと考えるところであります。

次に、建築物省エネ法及び建築基準法の改正についてであります。

これらの改正法がいずれも令和7年4月に全面施行を迎え、建築物省エネ法では、新築される原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務化されることや、建築基準法では、審査省略の対象が縮小されることによりまして、建築士をはじめとした事業者、審査側双方の業務量の増大が想定をされているところであります。

各部審査においては、法改正により、住宅のリフォーム工事においても新たに建築確認申請が必要となる場合もあり、申請に伴う図面や書類の作成などに関するコストの増加が想定をされ、事業者や施主の負担増加が見込まれることなどを踏まえ、道の対応について伺いましたが、リフォーム工事などにおいて懸念される施主側の負担増加への対応については具体的な答弁がなかったところであります。

空き家や中古住宅の流通は、近年、増加傾向にあるところであります。このたびの改正法施行に伴う負担の増加により、建築物の脱炭素化への影響が懸念されるばかりでなく、空き家や中古住宅の有効活用にも影響しかねないと考えるところであります。

今回の法改正により既存住宅の活用が滞ることのないよう、施主の負担軽減のための方策が必要と考えるところであります。

今後、どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 建築基準法の改正への対応についてであります。このたびの法改正では、リフォーム工事に關し、建築確認申請の対象が拡大され、行政庁の審査により、建物の安全性などが担保される一方で、経費の増加や手続に時間を要するといった課題もあると認識しております。

道では、令和4年度から手続の期間短縮などにつながる建築確認の電子申請を導入するとともに、昨年7月には、省エネリフォームに対して市町村と連携して補助を行う、住まいのゼロカーボン化推進事業を創設したところでございます。

今後、こうした取組の利用拡大を進めるとともに、リフォームを検討している方が建物の状況や予算などに応じた効果的な省エネ等のリフォームを実施できるよう、建築士が助言や提案を行うアドバイザー派遣制度を創設するなど、審査手続に要する時間や工事コストの負担軽減を図りながら、省エネリフォームの推進による建築物の脱炭素化を進め、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる住環境の形成に努めてまいります。

○三好雅委員 既に行われている建築確認の電子申請、また、住まいのゼロカーボン化推進事業の創設に加えて、このたびは、建築士が提案等を行うアドバイザー派遣制度を創設するというところであります。少しずつ、また負担軽減にさらにつながっていくような事業を推進していただくようお願いを申し上げたいと思います。

次に、環境政策の推進についてであります。

各部審査においては、本道における環境政策の推進に向けて、専門知識や情報収集の観点などから外部の知見の一層の活用を求めましたが、具体的な答弁はありませんでした。

本道は、本年、ゼロカーボンの分野では、北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」が決定となり、また、自然環境分野においては、日高山脈襟裳十勝国立公園が指定されるなど、国内における環境保全の対策に大きな役割を担っている一方、ヒグマの人里への出没やエゾシカによる農業被害の増加など、人と野生動物のあつれきがかつてないほど高まるといった課題も抱えております。

道民生活や事業活動の基盤である本道の豊かな自然環境を未来へとつないでいけるよう、環境政策を着実に進めていくためには、深い知見を有する外部有識者から知見やアドバイスを伺い、積極的に活用していくことが重要と考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 環境政策に関する有識者の活用についてであります。気候変動への対応や生物多様性の確保、脱炭素社会への移行など、本道が直面する環境問題は一層複雑化、多様化しており、こうした課題の解決に向けては、多様な主体の参画はもとより、外部の専門的知見やノウハウなどを効果的に活用して政策展開を図っていくことが重要であります。

これまで、道では、官民連携による協働事業を推進してきたほか、環境審議会や環境影響評価審議会などにおいて有識者や専門家の方々から御意見や御助言をいただき、各般の取組を進めて

きたところでございます。

今後、道が目指すゼロカーボン北海道の実現や循環型社会の形成など、北海道らしい環境政策をさらに進めていくために、私といたしましては、環境行政に精通し、幅広い人脈を有する和田篤也前環境事務次官に新たに北海道顧問に御就任いただき、専門的立場から御助言を賜りたいと考えており、今後とも、北海道顧問をはじめ、有識者の方々からの御意見等を積極的に取り入れながら、循環と共生を基調とした持続可能な北海道の実現につなげてまいります。

○三好雅委員 先ほど申し上げましたように、また、今の答弁にもありましたように、北海道が有する環境に対する役割というのは、年々、国内の中でも非常に大きくその役割を増してきているものと考えます。環境行政に精通し、また、その人脈も非常に有する和田前環境事務次官に御就任をいただくことによって、さらに、環境の役割を、その負託に応じて、実際に政策また事業等を広げていただくようお願いしたいと思います。

次に、GX関連産業税制優遇についてであります。

この件に関する我が会派の代表格質問に対し、知事は、自然環境や景観との調和など、地域との共生の視点を前提にGX関連事業が実施されることが重要との認識を示し、条例の目的にその旨を示したとの答弁がございました。

こうした理念が確実に実施されるための担保措置が重要になりますが、現在の条例案では、課税免除の適否等を判断する材料として、道に毎事業年度終了後に報告することを義務づけることにとどまっております。GX関連産業の道内誘致を進める際、地域との共生や自然環境、生活環境との調和を重視するのであれば、地域社会の一員として末永くその地域に溶け込んでいただくことが重要なことから、各部審査においては、毎年、地域の方々にも報告する場を設けることも提案しながら、道の考えをただしたところでもあります。

この質問に対し、担当部からは、特定事業計画申請書に合意形成に関する項目を設け、地域の理解を得るための取組を確認する、その内容については地域の意向に沿った事業計画になるよう事業者に求めるとの考えが示されたところであります。

地域との共生や自然景観等との調和は、GX関連産業誘致を図る上で非常に重要な考え方ではありますが、この答弁からは、地域の意向尊重ばかりが目立ち、道が地域との共生等の実現に向けて積極的に関わろうとする意欲が伝わってきません。広域団体である道が、まず、地域との共生等のために、事業者が取り組むべき事項を具体的に示し、その上で、地域が免除してもよい事項を選択できるよう制度を整えることも検討すべきと考えます。こうすれば、地域との共生等に関する道の意思が明確となり、しかも地域の御意向にも十分配慮できると考えます。

GX関連産業の誘致や振興に当たり、道は、自然環境等との調和や地域との共生を図る観点から、より積極的、主体的に関わっていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 GXに関する税制優遇についてであります。道といたしましては、全道域でのGX産業の振興を図るためには、自然環境や景観との調和を図るといった地域との共生の視点を前提に、地域の皆様の御理解の下で適切に事業が実施されることが重要と認識しております。

このため、本税制優遇においては、優遇措置の適用を受けようとする事業者の方々が、地域との合意形成や、自然環境、生活環境との調和を図るために地域の実情に応じて実施する取組について、事業計画申請書における必須の記載事項として定めてまいりたいと考えております。

さらに、事業者の方々から提出される事業計画については、道に事前相談していただくこととし、その際に、関係市町村への情報提供、そして、対話を求めるとともに、申請の際にも改めてこのことを確認するなど、道として、計画の内容が地域の理解を得られるものとなるよう取り組む考えでございます。

加えて、毎事業年度終了後には、優遇を受けようとする全ての事業者の方々から事業報告を求め、必要に応じ、立入検査も行うことにより、事業計画に基づき適切に事業が実施されていることを確認するなど、優遇の対象となる事業が、地域の皆様の御理解の下、地域に根差した事業として継続的に展開され、地域経済の活性化に資するものとなるよう取り組んでまいります。

○三好雅委員 事業者から提出される事業計画、また、その申請の際にもしっかりと確認をされると。それと同時に、関係市町村への情報提供、対話を求めていくということであると思います。道と市町村、また、道と事業者との距離感をしっかりと少しでも近づけていくこと、そして、その状況を把握していただくこと、そうすることで、よりGX関連産業が末永くといいですか、しっかりと根差していけるような体制を整えていただくことが肝要かというふうに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、宿泊税に関してであります。

まず、倶知安町との協議についてであります。

第3回定例会における我が会派の総括質疑において、知事は、条例提案までに倶知安町と合意できる考え方をお示しできるよう取り組むと答弁をしたところです。その後、第4回定例会——今定例会において、道からは、税率は段階的定額制の導入を前提とした宿泊税の条例提案が行われたところではありますが、その直後には、倶知安町をはじめ、町内の4団体から我々道議会に対しまして緊急要望があり、町内への定率制の導入について、町との継続協議の要望があったところでもあります。

今定例会の我が会派の代表格質問においては、道が倶知安町との合意に至らなかった中で条例提案を行ったことは、厳しく指摘をさせていただいたところでもあります。

知事は、答弁の中で、課題解決に向け、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を真摯に検討すると答弁をされたところではありますが、その後の倶知安町との協議はどのようになったのか、特に倶知安町と新たな合意事項があるのか、それとも進展がなかったのか、その後の進捗状況について伺います。

また、協議の結果、これまで道が示した宿泊税の考え方に変更があるのか、その有無について併せて伺います。

○鈴木知事 倶知安町との協議状況についてではありますが、倶知安町内への道税導入に当たっては、これまでの町との検討や道議会の御議論を踏まえ、負担軽減策に加え、様々な方策について

協議を継続した結果、双方が納得できる結論を導き出すためには、制度面の歩み寄りを行うことが重要との認識に至ったものであります。

こうした認識の下、具体の協議を進めていく中で、本今朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税を課税しないという、双方の制度を見直すことを基本とすることについて最終合意に至ったものであります。

道といたしましては、引き続き、その実現に向け、真摯に協議を重ねてまいります。

○三好雅委員 確かに、今の協議は、道の皆さんにおかれても相当の御苦勞をしながらの協議だったというふうに思いますが、ただ、ここに集まっている議会、我々の会派だけではなく、みんなが思っているところでありまして、なぜそれを早くやらなかったのか、準備をきちんとすればできたのではないかという思いを皆さんが持っていると思います。

その点で、この条例案が議決をされた場合、今後は総務大臣の同意が必要となってくることであります。倶知安町との合意内容は、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付することでありまして、これから国との協議を行うこととなりますが、その実現が可能であるのか、また、国の同意が得られない場合はどのように対応していくのか、次に伺いたいと思います。

○鈴木知事 総務省との協議についてであります。今回の案に関し、自治体間で税相当額を他の自治体に交付することについては、地方税の他の税目において、徴収の便宜を優先する観点から、広域自治体で一括徴収し、基礎自治体に交付している例がございます。

道では、こういった先行事例も参考に、国との協議に向け、考え方を整理していくこととなりますが、いずれにいたしましても、同意が得られるよう、事前の相談も含め、丁寧に取り組んでまいります。

なお、今回の案で国の同意が得られなかった場合には、元の道案、すなわち段階的定額制に戻ることは、道と町の両方で合意をしております。

○三好雅委員 この協議については、道の皆さんにさらにしっかりと真摯に向き合っていただくこと、また、これは倶知安町さんとの同意、合意の事項でもありますし、倶知安町さんのほうでも制度面での歩み寄りがあるはずでありますから、しっかりと倶知安町さんの協力を得ることが肝要だというふうに思います。

次になります。

道は、倶知安町との合意内容の実現に向けてどのように取り組むのか、伺います。

また、先ほど御答弁いただいた合意内容は、今定例会に道が提案された条例案では対応できないのではないかと考えられます。

我が会派としては、宿泊税の速やかな導入を実現するとともに、町との今回の協議結果も反映できるようにするため、必要なら、条例案の道による再提案を行うことも必要ではないかと考えますが、今回、道が提案した条例案で対応できると考えているのか、仮にできるとするならば、どのように対応していくのか、所見を伺いたいと思います。

○鈴木知事 倶知安町との協議結果への対応についてであります。今般の倶知安町と道との合意内容では、町が道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、町内において道宿泊税を課税しないことを基本としており、道といたしましては、その実現に向けては、町内外で納税者間の公平性が損なわれないよう、宿泊の実態を踏まえた、道税による税収に相当する額の考え方などについて、町と共に丁寧に検討することが重要と考えております。

一方、同様に、宿泊税の検討を進める約20の市町村との共通認識である令和8年4月からの導入開始に向け、今回の定例会に条例案を提案させていただきましたが、今回の合意内容を想定していないものであることから、定率制により宿泊税を導入した市町村が道宿泊税に相当する額を道に交付する場合は、本条例を適用しないなどの条項を新たに設けることが必要と考えております。

今般、倶知安町との合意を踏まえ、会期が限られている中で、本条例案の速やかな成立のため、条例案の修正に向け、道議会の御協力をいただきたいと思いますと考えております。

○三好雅委員 この問題については、条例案の修正に向け、我々議会の協力をいただきたいと思います。今御答弁がありました。

ただいまの答弁では、現在の条例案では町との合意内容に対応できないということであり、我々の会派としては、宿泊税の速やかな導入を実現するとともに、町との今回の協議結果も反映できるようにするため、条例における条項追加を行う方向で検討を進めたいというふうに思います。

今後、この宿泊税を活用し、本道観光の振興に取り組む際には、引き続き、市町村などとの十分な意思疎通が重要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、道の宿泊税導入と同時期、すなわち令和8年4月導入を目指す市町村はおよそ20あると先ほど答弁にもありましたが、今後、これらの市町村から今回の倶知安町のような定率制導入の要望が出てきたらどのように対応するおつもりなのか、道の考え方を併せて伺いたいと思います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。道といたしましては、宿泊税の導入により地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興が図られるよう、市町村など関係の皆様と連携協力し取り組んでいくことが重要であると考えており、新税の考え方においてお示ししている市町村や事業者の皆様との継続的な意見交換を通じ、地域の課題や実態に即した施策展開を図ってまいります。

また、今後、道と異なる税制度を導入する市町村が出てくる場合には、当該市町村の道の税制度に対する御意向を十分聴取し、今回の倶知安町への導入手法も含め、必要な協議を行ってまいりたいと考えております。

○三好雅委員 これは、非常に大事なところだというふうに思います。今、こういうような形で制度の変更を行ったわけでありますから、それが179市町村、また、同時に並行して進めている約20の市町村におかれての今後の動向にも関係してきますので、今、そういう制度変更をすると

いうことについては、きちんともう一度確認を取らなきゃならない、そういうようなことになるのではないかと思います。

次に、先行自治体のもう一つの例についてお聞きします。

ニセコ町との協議についてであります。一部報道には、倶知安町のみならず、ニセコ町にあっても、道に協議を求めたが、道の条例案に町の意向が全く反映されていないとし、再協議を求めるとしているところではありますが、ニセコ町における課題や再協議の求めについて、今後どのように対応されるのか、伺いたいと思います。

○鈴木知事 ニセコ町への対応についてではありますが、ニセコ町では、保育所や認定こども園などは課税免除の対象とはしておりません。

一方、幼稚園、保育所や認定こども園などの施設は、施設の名称によって課税免除の対象となるかを区別できないため、徴収現場での確認事務が過大となる可能性があることから、道といたしましては、差を設けず、一体的に課税免除の対象とすべきと考えており、この考え方には、多くの導入予定の市町村で賛同が得られたところでございます。

ニセコ町に対しましては、道幹部が訪問して説明し、町と異なる対象範囲とはなりますが、それぞれの取扱いにおいて進め、導入開始後の実態に関する情報共有も図っていくこととしております。

道といたしましては、引き続き、市町村の声を丁寧にお伺いしながら、必要な協議を行ってまいります。

○三好雅委員 幼稚園、保育所や認定こども園等の施設は、施設の名称によって課税免除の対象となるかを区別できないために、これは一体的に課税免除の対象とすべきという考え方自体は、非常に合理性のあるお話だというふうに私は考えます。

ただし、一部報道にあったように、ニセコ町には、制度自体への町の意向といったものだけではなくて、やはり、我々の意向をどのように酌んでいただいているのか、言わば、そういった不満のような声があるのではないかというふうにも考えます。そういったことをしっかりと聞き取っていただき、どのような形で説明し、理解をしてもらうかということが非常に大事な点ではないかなと思います。

最後の質問にさせていただきますが、まさに、今お話しした問題であります。市町村、また、我々道議会に対する説明についての話です。

今回の道の条例提案は、第3回定例会で約束した条例提案の条件を満たすことができなかつたにもかかわらず、行ったものであります。知事は、こうした形での提案を二度と行わないようにするために、また、このたびの経緯を踏まえ、道内179市町村と今後どのような関係を構築していこうとするのか、知事の考え方を伺いたいと思います。

○鈴木知事 北海道宿泊税条例案の提案についてではありますが、私としては、様々な思いが込められた宿泊税を皆様の御協力の下で実現につなげていかなければならないところ、3定議会で答弁申し上げた合意に至らないまま条例案の提案を行った点については、反省しなければならない

状況と考えており、大変心苦しく思っております。

道といたしましては、こうした状況を繰り返さぬよう、今後、より一層、道民の代表である道議会への御報告をはじめ、道内市町村との意思疎通を図り、関係の皆様幅広く御理解を得られるよう説明と取組を尽くしてまいります。

○三好雅委員 答弁は、まさにこれを二度と繰り返さないというお話であったというふうに思いますが、それを本当の意味でそうするためには、いろいろな皆さんのこれからの努力が非常に必要となるものだというふうに思います。

179市町村のそれぞれのいろいろな申入れの後ろには、一つの市町村でも多くの団体があり、数多くの市町村民、また、多くの道民がその後ろに控えているわけであります。その一つ一つの声を聞くということは、最初から難しいことだというふうに捉えずに、少しでも多くの気持ちを考えていかなければならない。そして、今回は、倶知安町という一つの市町村の出来事だったかもしれないけれども、これを179分の1というふうに考えるのではなくて、どの市町村も同様に重要なものとして、その声をどういうふうに聞き取って、どういうふうに理解を求めるのか、正直言って、そういうことを怠っていたからこそ、このような条例提案や、言ってみれば、急とも言える合意になってしまったのではないかと考えるところであります。

こういうような状況は非常にイレギュラーなものというふうに思いますし、しっかりと意思疎通をして、コミュニケーションを取って、それぞれの職員の皆さん、我々道議会も、自分の選挙区に、また、地域に伺って、しっかりと意思疎通をして、その状況をこの道議会の場でお話しているわけでもありますから、ぜひとも、その点を本当に留意していただくこと、そして、本定例会がこのような形で混乱を招くようなことのないように、何とぞ真摯にこの問題に取り組んでいただくことを切にお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 以上で三好委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、通告に従い、清水(敬)委員、鈴木(仁)委員、川澄委員、中川委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

まず、地方創生等についてであります。

これまでの取組において、例えば、知事自身が「なごみちカフェ」を通じて把握した地域の具体的な課題はもちろんのことですが、振興局が日頃から収集しているそれぞれの地域課題やニーズを、知事はどのように吸い上げ、それをどのように課題解決に結びつけたのか、伺います。

また、地方創生を前に進めるために、基礎自治体はもとより、多様な主体との連携が必要であると思っておりますけれども、これまでの連携状況や成果についてお伺いをします。

○道見泰憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 北海道の創生に向けた取組などについてであります。人口減少が急速に進行する

中、地域が将来にわたって発展していくためには、地域固有の特性や多彩な地域資源を活用した取組を進めていくことが必要であります。

こうした中、道では、地域づくりの拠点である振興局が、市町村等が参画する地域づくり連携会議の場などを通じて、地域の皆様の声を丁寧にお聞きし、私自身が振興局から政策提案として地域の課題や重点的な取組について聴取するとともに、連携地域ごとの地域づくりの指針である連携地域別政策展開方針の下、課題解決に向けて、地域づくり総合交付金をはじめ、地域振興派遣や振興局独自事業などの施策を効果的に活用しながら、地域と共に取り組んできたところがございます。

また、方針に掲げる様々なプロジェクトの効果的な推進に向け、例えば、民間企業や研究機関の知見を活用し、付加価値を高める商品開発に取り組み、管内製品の認知度向上が図られたほか、地域おこし協力隊の方々の発信力を活用し、移住、定住の促進に取り組み、移住相談件数の増加につながるなど、多様な主体と連携協働しながら、本道の創生に取り組んできたところがございます。

○小泉真志委員 次に、市町村戦略支援についてでありますけれども、素案では、振興局長の裁量による道職員派遣や地域創生出張サポート制度を実施としておりますが、現状の振興局体制でカバーできるのか疑問であり、地方創生に関わる人員増を検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 市町村戦略への支援についてであります。北海道の創生に向けては、道と市町村が課題認識を共有し、それぞれの総合戦略の有機的な連携を図りながら、取組を一体的に推進することが重要と認識しています。

このため、地域づくりの拠点である振興局が中心となって、地域の実情に応じた施策を進められるよう、振興局職員が、様々な機会を捉え、市町村職員の方々と積極的に意見交換等を重ねてきているほか、振興局長の裁量で、管内の地域課題に重点的に取り組むための市町村への職員派遣や振興局内の人員配置を決定できる地域創生枠を創設し、限られた人的資源を柔軟かつ効果的に活用しながら、市町村との連携強化による取組を展開してきたところがございます。

道としては、今後とも、地域の課題やニーズを丁寧に把握しながら、地域創生をより効果的に推進するために、資金、人、情報の側面から必要な対応について検討し、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指し、取り組んでまいります。

○小泉真志委員 ぜひ、形の見える取組を進めていただきたいと思っております。

次に、各部審査において、同僚議員が、知事自らJRやバスに乗って地域に赴き、もう少し余裕のある日程で「なおみちカフェ」などの意見聴取の取組を行ってはどうかと提案させていただきました。地域創生にとって公共交通が維持されるか否かは極めて重要なことでもありますから、実地で経験することも道民目線に立つという上では重要だと考えます。

知事自身、積極的にJRやバスに乗車するなどして、その実情を把握しつつ、利用促進などの発信にも役立てていくことについて所見を伺います。

○鈴木知事 地域の実情の把握などについてであります。本道が直面する様々な課題に的確に対応していくため、私自身が地域に赴き、現地の状況を確認するとともに、様々なお立場の道民の方々から地域の実情を直接伺うことは大変重要であります。

これまでも、可能な限り多くの地域を訪問する中で、例えば、道東に地域訪問した際には、JR釧網線に乗車し、鉄道の役割や魅力を感じるとともに、地域の特性に応じた利用促進などの取組を継続していくことの重要性について改めて認識をしたところであり、今後も、地域において、鉄道の利用促進の取組を行う際には、私自身も機を捉えて参加を検討してまいります。

私といたしましては、今後とも、地域訪問に当たり、地域の実情を実感できる様々な場所に足を運び、地域の方々と直接対話を重ねるよう努めるとともに、訪問先の魅力や特色ある活動などを、SNSや動画等、多様な媒体を活用して広く発信しながら、個性と活力あふれる地域の創生に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 今、JRの実証事業が決定して取組が進められていると思います。何といたっても利用促進が求められている中でありますので、鉄道活性化協議会でも取組が進められておりますけれども、知事が各黄線区に乗って、例えば、その様子をSNSで発信する、そういうことで利用が促進されると思いますので、ぜひ、積極的に活用していただくことをお願い申し上げます。

次に、本年度末の改定に向けて進められております北海道創生総合戦略並びに地域振興条例について各部審査でただしてまいりましたが、いずれも点検中ということであることから、今後、道の考え方を整理していくといった答弁に終始しました。

一人一人の希望をかなえる社会をつくる、安心して暮らせる豊かな地域をつくるというのであれば、総合戦略と地域振興条例に、ジェンダー平等や人権、若年層への取組について盛り込むという方向性を知事に示していただきたいと考えますが、知事の所見を伺います。

また、道民意見等の反映について幅広く聴取するというところでありますが、社会的に立場の弱い方々など、本道の課題解決のために重要な方たちの意見を優先的に集約していく必要があると考えますが、併せて所見を伺います。

○鈴木知事 次期創生総合戦略などについてであります。道においては、これまでも、人権施策推進基本方針に基づき、人権を基本に据えた道政を推進してきたところであり、地域振興施策を展開する上でも、人権の尊重は、最大限尊重しなければならない普遍的理念として念頭に置いて取り組んでいく必要があるとの認識の下、このたび取りまとめた次期創生総合戦略の素案において、女性や若者、高齢者、障がいのある方など多様な人材の活躍を主な施策に掲げるとともに、地域振興条例についても、誰もが活躍できる地域づくりを進めていくといった観点から見直しを検討することとしたところであります。

道としては、こうした考え方に立ち、様々な立場の道民の方々から広く御意見を伺うこととし、パブリックコメントを実施するとともに、市町村や北海道創生協議会などからも御意見をいただきながら、次期戦略の策定や条例の改正に向けた検討を進めるなど、誰もが安心して暮らす

このできる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○小泉真志委員 注目が集まっているところや期待が寄せられているところばかりに行っているのは、幅広くとは言えないのではないかというふうに考えます。

誰もが安心して暮らすことができるということを考えれば、そうっていない方々がいらっしゃいますから、困難を抱える方々も含めて聴取することにならないのか、再度お伺いをします。

○鈴木知事 道民の皆様からの御意見などについてでございますが、道においては、これまでも、人権施策推進基本方針に基づき、人権を基本に据えた道政を推進してきたところでございます。

今後とも、こうした考え方に立ち、様々な立場の道民の方々から広く御意見を伺いながら、次期創生総合戦略の策定や地域振興条例の改正に向けた検討を進め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○小泉真志委員 言葉としては、そういう状況というのは非常にきれいなのですけども、ぜひ、意図的にそういうところにターゲットを絞って、こういう戦略に盛り込んでいただくことを強く指摘しておきます。

次に、物価高騰対策についてであります。

中小企業は、年末を控えて一年で一番苦しいやりくりが求められ、道民にあっても家計のやりくりが大変だとの声が届いております。各部審査では、支援ニーズについて、適宜、適切に把握しているとの答弁でございましたが、11月27日に開催された経済対策推進本部で報告された内容は、事業者側の声を中心というふうに思われます。そこで、消費者側の声としてどのようなものが挙げられていたのか、伺います。

また、消費者と事業者の要望や課題に最大限マッチングした施策を講じなければ、道民は対策のメリットを享受できないと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 ニーズの把握などについてであります。道では、各種経済指標のほか、企業経営者を対象とした経営状況や景況感の調査に加え、経済団体や市町村、企業の方々からヒアリングした景気動向や支援ニーズなどにより、事業者の方々の実情把握に努めております。

また、消費者団体の皆様からの要請のほか、道政相談を通じて、食料品やエネルギー価格の高騰による生活への影響、賃金が物価上昇に追いついていないなどといった道民の皆様の切実なお声を頂戴しているところでございます。

今後の対策の取りまとめに当たっては、引き続き、様々な機会を通じ、道民の皆様の実情の把握に努め、これまでの対策の実績や効果、国の交付金における推奨事業メニューなども踏まえて検討を進めてまいります。

○小泉真志委員 私のほうで、過日、ちょっと手紙を頂きました。どういう方からかという、年金収入のみで生活をする単身高齢者という方からのお手紙でした。その中には、年金収入は年間160万円弱で、所得額が49万円になるそうであります。役場に行って、自分は非課税になると思ったら、所得が28万円以上あったら非課税にはならないという状況だそうです。ですから、住

民税の均等割、5000円が課税されるということで、こんな厳しい状況でも非課税にならないのか、そして、今回、閣議決定された低所得者世帯の支援から外れる、こんなことが本当にあっているのだろうかという状況なのです。

それで、もちろん、知事はこのような方々の状況を御存じだと思っておりますけれども、このような方々に対してこれからどのような支援を行っていくのか、所見を伺います。

○鈴木知事 ニーズの把握などについてでございますけれども、道では、消費者団体の皆様からの要請のほか、道政相談などを通じて、道民の皆様の切実な声も頂戴しているところでございます。

今後の対策の取りまとめに当たっては、引き続き、様々な機会を通じ、今御質問のございましたそういったお声もそうなのですが、道民の皆様の実情の把握に努めて、必要な対策の検討を進めていきたいと考えております。

○小泉真志委員 私も、昨年、この場で同じような質問させてもらいました。そして、支援が当たる方と、それをちょっと超えて当たらない方がいらっしゃるという状況がございますので、そういう方々にしっかりとターゲットを絞って調査をしてもらって、次はちゃんと対象になるようにしてくださいというようにお願いをしました。でも、お聞きをしますと、調査対象は昨年と変わっていないという状況でございます。ぜひ、その部分を、もう一度、しっかりとターゲットを絞ってヒアリング等をしていただくことを強く指摘させていただきます。

続きまして、対策のスケジュールについて伺います。

国の補正予算の動向にもよりますが、一日も早い対策の執行に向けて、予算交付後のスケジュールをどのように考えているのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策に係る今後の対応についてであります。先月22日に策定された国の新たな経済対策には、道が要望した、物価高の長期化に対する影響緩和策や生産性向上への支援、価格転嫁対策などが盛り込まれたところであり、こうした国の動きを受け、27日に開催した経済対策推進本部会議では、私から、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った対策の検討を加速するよう指示いたしました。

また、昨日、9日には、国の補正予算案が臨時国会に提出されたことから、道といたしましては、引き続き、変化する経済情勢をはじめ、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズを丁寧に把握しながら、今後の国の補正予算の動向や、これまで実施してきた取組に対する検証結果も踏まえ、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいります。

○小泉真志委員 一日も早く対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

次に、宿泊税について伺います。

各部審査では、会派の同僚委員が、税務等を所管する総務部と観光振興を所管する経済部に、それぞれ、現時点における課題に関する所見及びその解決に向けた今後の取組等についてたどってきたところでありますが、この第4回定例会の冒頭から、宿泊税における最大の懸念されている部分、先行自治体の倶知安町との合意、あるいは、一定の歩み寄りの有無について、残念なが

ら具体的に示されませんでした。

我が会派は、これまでも、道民、道内の各市町村や事業者など、多くの関わりのある皆さんの理解や納得が条例施行の大前提であるとの考えに立ち、道には、そのための丁寧な取組を求めてきたところではありますが、当該の倶知安町との協議はどのように進んでいるのか、この間の経過等を含めて、知事に伺います。

○鈴木知事 倶知安町との協議についてであります。倶知安町内への道税導入に当たっては、これまでの町との検討や道議会の御議論を踏まえ、負担軽減策に加え、様々な方策について協議を継続した結果、双方が納得できる結論を導き出すためには、制度面での歩み寄りを行うことが重要との認識に至ったものでございます。

こうした認識の下、具体の協議を進めていく中で、本日朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は道宿泊税を課税しないという、双方の制度を見直すことを基本とすることについて最終合意に至ったものでございます。

○小泉真志委員 今回、この条例の根幹に関わる修正でございます。制度の大幅な変更であります。今回のこのようなやり方は、本来のあるべき姿なのか、その部分について、まず確認をさせていただきます。

○鈴木知事 北海道宿泊税条例案の提案についてでございますけれども、私といたしましては、様々な思いが込められた宿泊税を皆様の協力の下で実現につなげていかなければならないというところ、3定議会で答弁申し上げた合意に至らないまま条例案の提案を行った点につきましては、反省しなければならない状況と考えており、大変心苦しく思っておるところでございます。

道といたしましては、こうした状況を繰り返さぬよう、今後、より一層、道民の皆様の代表である道議会への御報告をはじめ、道内市町村との意思疎通を図り、関係の皆様にも広く御理解を得られるよう説明と取組を尽くしてまいりたいと考えてございます。

○小泉真志委員 今、知事は、繰り返さぬようと言われましたけれども、本来は、こういう根幹に関わる修正ですから、一度、取り下げて、そして、修正してもう一回提案をするということだと思っておりますが、そこを確認させてください。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますけれども、同様に宿泊税の検討を進める約20の市町村との共通認識でございます。令和8年4月からの導入開始に向け、今回の定例会に条例案を提案させていただいたわけではありますが、今回の合意内容を想定していないものであることから、定率制により宿泊税を導入した市町村が道宿泊税に相当する額を道に交付する場合は、本条例を適用しないなどの条項を新たに設けることが必要と考えておるところであります。

今般の倶知安町との合意を踏まえ、会期が限られている中で、本条例案の速やかな成立のため、条例案の修正に向け道議会の御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

○小泉真志委員 私が聞いていることはそんなことじゃなくて、今回は、本来あるべきやり方として、条例を変更するとき、それはどうなのかということ聞いていますが、これ以上やっても

多分変わらないと思います。

そこで、今回、提案されましたけれども、まず、全道議会議員がこの提案の説明を受けていないという状況がありますよね。それから、全道の179市町村、倶知安町さんは別としても、そこにはお話が今どういうふうに行っているか分かりませんが、行っていないと思うのですよね。だから、これが、いいものなのか悪いものなのかという判断材料がちゃんと手元にないので

すよね。
そのような中で、結論を急がせるということは非常に乱暴だと私は思うのですけれども、その部分についての所見を伺います。

○鈴木知事 条例案についてでございますが、道といたしましては、協議を重ねてきた倶知安町との間でも、本日、制度内容を歩み寄る形で合意に至ることができたものでございます。

こうした中、倶知安町との合意については、速やかに道議会に御報告する必要があり、本日、総括質疑において御議論いただくこととしたものでございます。

なお、今般の合意を実現するためには、先ほど申し上げましたが、道の条例案の修正も必要であり、道といたしましては、その対応については道議会に御相談をしてみたいと考えております。

あわせて、本日、倶知安町と合意に至った内容につきましては、速やかに関係市町村にもお伝えをしなければならないと考えております。

○小泉真志委員 まだ知らない道議会議員もいるのではないかというふうに私は思っております。道議会で丁寧な議論を進めるということですが、こんな状況でできるのかと思いますし、例えば、この提案をされたことによって、市町村でも新たな課題とかが生まれてくる可能性もあるかもしれません。そういうところをしっかりと議論していかなければならないと思うのですが、今回の提案から結論に至るまでに、丁寧なやり方だと、今回のこの道のやり方が丁寧だというふうに思うのか、所見を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。道といたしましては、宿泊税の導入により地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興が図られるよう、市町村など関係の皆様と連携協力し取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

また、今後、道と異なる税制度を導入する市町村が出てくる場合には、当該市町村の道の税制度に対する御意向を十分聴取し、今回の倶知安町への導入手法も含め、必要な協議を行ってまい

る考えでございます。
○小泉真志委員 質問は、今回の進め方が丁寧かどうかということ聞いております。今日、提案されまして、そして、明日、総務委員会等に付託されるのでしょうか。そして、あさって、本会議と。これでは、情報もしっかり提供されていない。先ほど、総務省の判断によっては云々とありました。まさに見切り発車と言わざるを得ないのですが、この進め方は本当に丁寧なのでしょうか、再度伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてでございます。

道といたしましては、協議を重ねてきた倶知安町との間でも、本日、制度内容を歩み寄る形で合意に至ることができたというものでございます。こうした中、倶知安町との合意については、速やかに道議会に御報告する必要がある、本日、総括質疑において御議論いただくこととしたものでございます。

なお、今般の合意を実現するためには、道の条例案の修正も必要であり、道といたしましては、その対応につきましては道議会に御相談をしてみたいと考えております。

○小泉真志委員 様々ないろんな議論をどこでやるのでしょうか。いろいろな疑念とかが出てきたときに、それを終わってから説明をするとか、そういう形でいいのでしょうか。議論とはそういうものなのでしょうか。今やっていることが、本当に丁寧というふうには思えませんし、知事からも、丁寧にやっていますというお言葉をいただけませんでした。私は非常に残念でありますけれども、これ以上は平行線になりますので、例えば、道が倶知安町と話をしたときに、丁寧にしっかりとやってきていけば、今回のような形にはならなかったと思うのですよね。道の姿勢が、今回のこの原因をつくっていると思っています。

そして、今回、また、2日間で議決を得ようとしている。この部分は、丁寧さが全く欠けているというふうに思います。ぜひ、この部分は、しっかりと、まずは時間を取って話をしていくべきということを強く指摘をして、次に行きます。

子どもの居場所づくりについて伺います。

今般、子ども食堂に対する政府備蓄米の無償交付に関する交付窓口の拡大などが行われたところではありますが、残念ながら、支援を必要としている団体に全て行き届いているわけではございません。無償交付制度がより利活用しやすくなるよう、国への要望を含めて、どのように対応していく考えか、知事の所見を伺うとともに、子どもの居場所の確保や安定的な運営に向けてどのような支援策を講じていこうとしているのか、併せて伺います。

○鈴木知事 子ども食堂への政府備蓄米の無償交付等についてはありますが、国では、本制度の支援要件として、市町村等と連携している団体であることを求めておりますが、子ども食堂は、地域住民による民間発の取組として広まったものであり、その運営形態は多種多様であることから、道では、道内の子ども食堂運営者の方々や支援団体の御意見を踏まえ、全ての子ども食堂が利用しやすい制度となるよう国に申入れを行ったところでございます。

今後とも、本制度に関し、公的支援に頼らない民間主体の取組が多い子ども食堂の実態に即した柔軟な運用をするよう国に働きかけるとともに、子どもの居場所づくりに対する各種支援事業について、各市町村や関係団体に広く周知し、積極的に活用を促していくほか、道と包括連携協定を締結している民間企業や団体等に必要な物資などの提供依頼やあっせんを行うなど、子どもの居場所を確保し、安定的に運営されるよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次に、仮称・北海道子ども基本条例について伺います。

救済機関についてお伺いをしたいと思います。

各部審査において、救済機関の設置については、法の規定がない、相談・救済機関に関する取

組状況等の国による調査結果を踏まえる、道としては、他県の情報を収集した上で、広域な北海道における権利擁護の在り方等を審議会等の場で議論する旨の答弁でありました。

しかしながら、2023年度の道内におけるいじめ認知件数は、大幅に増加し、過去最多を更新しております。また、いじめの重大事態の件数も、前年度に比べて1.5倍となっております。また、虐待なども含めて、子どもへの人権侵害は大変危機的な状況に陥っていると言えます。

大きな案件になってから第三者調査機関等を設置するのではなく、救済機関を早い段階で設置して対策を講じていかなければならないと考えます。教育委員会や児童相談所などによる既存の対応では解決しない問題への対処を想定しますと、道として、救済機関を早急に設置すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 子どもの権利を守る取組についてであります。今般、道では、差別禁止などを基本理念としたこども基本法を踏まえ、基本的施策に子どもの権利の周知と擁護などを盛り込んだ条例の素案を取りまとめました。

一方、権利の救済や、いわゆる救済機関の考え方については、これまでの審議会での御議論の中で、まずは、子どもたちに子どもの権利について周知し、理解してもらうことが大事、匿名性が担保された相談窓口があるとよいなどの御意見が出されたほか、先般、国が全国の自治体の取組状況や諸外国の事例等の実態を把握するための調査を開始したところでございます。

道としては、子どもたちに権利の主体であることを分かりやすく伝える取組を進めるとともに、こうした国の調査結果や調査を踏まえた今後の国の方針のほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、実務上の課題、既存の相談・救済機関との役割分担等について、道が情報収集した上で、本道における権利擁護の在り方などについて審議会等の場で引き続きしっかり議論をしながら、本道の子どもたちが社会から守られ、健やかに成長できる社会の実現に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 私の感覚とすれば、道の対応は遅いかなというふうに言わざるを得ません。現在、心を傷めて本当に自分の存在を否定する、そんなふうに追い込まれているお子さんもいます。重大な事案の後に第三者調査機関を設置するのはなくて、やっぱり、その前に子どもたちに寄り添う救済機関が必要だと思っております。

救済機関がない現在、今、人権を侵害されている子どもたちはどこをよりどころにすればいいのか、道は、既存の相談機関、救済機関と言いますが、本当にそれで大丈夫なのか、その部分について伺います。

○鈴木知事 子どもの権利を守る取組についてであります。今般、道が取りまとめた新たな条例の素案には、差別の禁止などを基本理念としたこども基本法を踏まえ、子どもの権利の周知と擁護などを盛り込んだところであり、相談・救済機関につきましては、先般、国が全国の自治体における取組状況等の調査を開始したところでございます。

道といたしましては、既存の相談機関と協議しながら、子どもたちに権利の主体であることを分かりやすく伝える取組を進めるとともに、国の調査結果や調査を踏まえた国の方針のほか、他

県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談・救済機関との役割分担等について、道が情報収集した上で、本道における権利擁護の在り方等について引き続き審議会等の場でしっかり議論してまいる考えでございます。

○小泉真志委員 国連子どもの権利委員会からは、日本政府に対して勧告が出ております。政府は、1994年に子どもの人権専門委員制度を創設されました。これが政府から独立した機関ではないと問題視をされて、独立した監視機関を設立するよう勧告を受けております。また、今ある子どもの人権専門委員制度を変えるか、子どもの権利だけを扱うオンブズパーソン制度を設置するよう提案しております。

こうした機関は、政府から独立していること、制度化されて十分な財源とスタッフを持つこと、権利侵害から子どもを救済するための法的な権限を持つこと、子どもにとって利用しやすいこと、そして、子どもに焦点を当てたものであるということが指摘をされております。1回目から5回目まで同じような指摘を受けております。

このような状況の中で、既存の相談機関、救済機関で十分に対応できると考えているのか、所見を伺います。

○鈴木知事 子どもの権利を守る取組についてでございますが、先般、国は、相談・救済機関に関する調査を開始したところでございます。

道といたしましては、その結果や、調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態などについて、道が情報収集した上で、本道における権利擁護の在り方などを引き続き審議会等の場でしっかり議論してまいる考えでございます。

○小泉真志委員 かたくなにそのような答弁をずっと繰り返されておりますけれども、今、本当に困っている、実は、私のところに、昨日、道内の公立高校に通っている、いじめを受けた、重大事態のお子さんを持つ母親からLINEが来ました。そのおさんは、僕はもう生きていいのかなというふうにありました。本当に、それを支える保護者は大変だろうと思っております。

私は、実際にそういう方がいらっしゃるという中で、確かにきちりとした制度をつくるのは難しいと思います。ただ、知事が本当にリーダーシップを取って、「こどもまんなか社会」の実現のために救済機関を設置するということを表明するだけで、救われる子どもはいるのだというふうに思っております。ぜひ、早急に救済機関の設置を検討するよう指摘をさせていただきます。

次に、しょうがい者を支える体制づくりについてであります。しょうがいという文字につきましては、会議録に平仮名で記載させていただきますようお願いを申し上げまして、質問に入ります。

しょうがいのある方の子育てを支える体制づくりについては、今後、北海道自立支援協議会で、しょうがい当事者や特別支援学校長にも意見を伺った上で年内に取りまとめるとのことでありましたが、知事の所見を伺うとともに、しょうがいのある方の希望が最大限尊重され、安心し

て地域生活を送るため、次年度以降どのように対応していくつもりなのか、併せて伺います。

○鈴木知事 障がいのある方の子育てなどを支える体制づくりについてであります。道では、障がいのある方の結婚、出産、子育てを支える地域支援体制づくりをより具体的に検討するため、今年4月、北海道自立支援協議会の中に新たに部会を設置し、地域の自立支援協議会において、市町村が、関係機関との連携の下、具体的な支援を検討する際の参考としていただけるよう、道内各地の取組事例を収集し、取りまとめることとしていたところでございます。

今後、親会である協議会において、障がい当事者の方や特別支援学校長にも御意見を伺った上で、当初の予定どおり年内に取りまとめるとともに、市町村をはじめ、関係機関や団体にも幅広く周知し、支援が必要とされる事案が発生した際に、適切な支援を行うための手引として御活用いただきたいと考えております。

道といたしましては、こうした取組のほか、引き続き、障がい福祉サービス事業所への指導助言や、国に対し必要な要望を行うなど、障がいのある方々の希望が最大限尊重され、安心して地域生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○小泉真志委員 この部分については、ぜひよろしく願いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けた文献調査報告書についてであります。

最終処分の問題に対する理解促進については、各部審査でも、受入れ地域に対する敬意や感謝の念が広く全国の方々に共有されることが重要との答弁でありましたが、抽象的で、広く共有されることとは何をもちいて推しはかるのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

また、国が理解促進に取り組むのは当然として、NUMOが文献調査報告書の報告会を全道域で開催する中、道も、現時点で反対するという知事の意向について、道民への理解促進に積極的に取り組むとともに、道民の疑問や不安を集約し、国に繰り返し訴えていく必要があると考えますが、併せて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 特定放射性廃棄物の最終処分についてであります。国は、最終処分の問題について、全国の方々に、社会全体の課題として関心を持って、処分地選定プロセスや文献調査の状況、処分事業が地域に及ぼす影響、安全確保に向けた取組について理解を深めていただく必要があります。受入れ地域に対する敬意や感謝の念が広く全国の方々に共有されることも重要とし、NUMOでは、こうした考えを踏まえ、毎年、幅広い世代の方々を対象に全国調査を実施し、地層処分に関する認知度や関心度を把握することにより、以降の広報活動に役立てていくと承知しています。

道といたしましては、国が前面に立って最終処分の理解促進に取り組むべきであり、今回の報告書を契機に、道外においても、説明会等の開催により、道内で実施された文献調査がどのようなものであったか、広く全国の皆様に知っていただきたいと考えており、引き続き、こうした道の考えを国に要望してまいります。

また、私といたしましては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道

の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、道議会での御議論はもとより、道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

こうした私の考えについては、道民の皆様に御理解いただけるよう、今後とも、ホームページや広報紙など様々な機会を通じて情報発信に努めるとともに、最終処分について関心を持っていただくため、このたびの報告書の内容をはじめ、NUMOが実施する説明会やパブリックコメントの日程など、引き続き周知を図ってまいります。

○小泉真志委員 今、御答弁がございましたけれども、まずは本道の核抜き条例の内容、歴史的経過、今日まで尊重されてきた意義、そして、条例は遵守されなければならない、こういうことを今まで以上に発信していただきたいですし、言われませんでしたでしたが、例えば、知事のSNS等にもぜひ掲載をしながら、道民への理解促進を図るようお願いしたいというふうに思っております。

次に、ヒグマ対策についてであります。

道は、かつてない人と熊とのあつれきの高まりとともに、これまで以上のヒグマ対策を進めていくことが必要と認識をしております。

しかし一方で、札幌高裁判決に端を発した各地域の猟友会や捕獲従事者の強い不安感は、広範な道民にも波及しております。

先月、知事は、道猟友会の会長と環境省に対して緊急要請をされましたが、道民のヒグマ対策における不安感についてどのように考えているのか、見解を伺うとともに、各関係機関・団体とのさらなる緊密な連携などの構築に、次年度以降どのように対応するのか、所見を伺います。

○鈴木知事 ヒグマ対策などについてであります。今年、道が行った道民意識調査において、この10年の間で、ヒグマが人の生活圏に近づいているとする回答は80%近くを占め、ヒグマに対して不安が増えたとする回答は70%を超えるなど、道民の皆様の不安が高まっている状況でございます。

こうした中、札幌高裁判決に係る道猟友会の対応を踏まえ、道では、先月18日、道猟友会会長と共に環境副大臣に面会し、国が準備を進めている鳥獣保護管理法改正に向け、関係機関への十分な説明やマニュアルの作成などを要請したほか、地域の捕獲体制の強化について要望を行ったところであり、道としては、こうした国への要望や道猟友会の考え方、さらには、今後、道が取り組む個体数管理やゾーニング管理などのヒグマ対策について様々な手段を活用して周知に努め、道民の皆様の不安の解消につなげていくことが重要と考えています。

また、連携体制の構築などにつきましては、今後、各振興局において、猟友会、道警察、市町村等の関係者の方々による意見交換を年内に実施し、地域が抱える課題の把握や対応方針について検討を行うなど、従事者の方々が安心して捕獲活動に取り組んでいただける環境づくりに努めることとしており、道民の皆様の安全、安心の確保に向けて、ヒグマ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 ヒグマの個体数管理並びにゾーニング管理の新たな方策の実現のためにも、そ

してまた、道民の強い不安感の払拭のためにも、各市町村、地元猟友会、さらには道警察等が一層緊密な連携が取れるように、道の役割を今後とも果たしていただくよう指摘をさせていただきます。

最後になります。

持続可能な農業についてであります。

道内の酪農は、コロナによる生産抑制、ロシアによるウクライナ侵攻から始まった生産資材価格の高止まり、ぬれ子の価格低迷や輸送コストの上昇などで、北海道における指定団体別出荷農家戸数は、今年の10月段階で4338戸と、この5年半で1000戸減少するという酪農の危機に歯止めがかかりません。

道は、この2年にわたり、肥料高騰対策や酪農支援対策を講じてまいりましたが、一過的にはその部分で緩む部分もありますけれども、根本的にはこの状況が改善していないことから、新たな支援策を講じるべきと考えますけれども、所見を伺います。

また、各部審査では、本道農業に対する我が国の食料供給地域としての期待がより一層高まっているとの答弁がありましたが、2年連続で新規就農者が過去最低を記録している現在の本道農業でその期待に応えられるのか、不安の声も上がっております。

道として、国に農業予算の拡充を求めるのはもちろんのこと、道においても、ピーク時の半減となっている農業予算を少しでも元に戻すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 本道農業の振興についてであります。人口減少に伴う農業者の減少や高齢化に加え、生産資材価格の高騰など厳しい経営環境が続く中、これらの課題を克服し、本道農業が持続的に発展していくことが重要であります。

このため、道では、特に、飼料価格の高止まりなどによる影響が大きい酪農経営の安定化に向けた支援のほか、担い手の育成確保や基盤整備の計画的な推進、スマート農業の加速化などの生産性の向上対策に加え、品目別の経営安定対策や農業保険などのセーフティーネット対策、さらには、条件不利地に対する日本型直接支払いなど、所得確保に向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関や団体と一体となって各般の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、こうした取組に必要な予算の確保に努めながら、新規就農者をはじめ、農業者の方々が希望を持って営農し、安心して暮らし続けることができる魅力ある農業・農村づくりに取り組んでまいります。

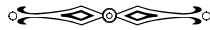
○小泉真志委員 今春、人口戦略会議では、北海道の117市町村に消滅可能性があるというふうに表明をされました。それを食い止めるためには、やはり、何といたっても、第1次産業を振興していくことが一番必要だというふうに私は思っております。まずは、今、意欲のある農業の方々が所得を確保できないということで離農することがないように、その部分をしっかり支えていく、そのような状況をつくっていくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 以上で小泉委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩



午後4時43分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、初めに、子ども政策についてであります。

各部審査では、策定に向けて検討を進めている北海道子ども基本条例及び北海道子ども計画の考え方や具体的な取組についてただすとともに、いわゆる保育留学や子どもホスピス、医療的ケア児とその御家族への支援の在り方についてもただしてまいりましたが、啓発事業など従来の取組の域を出ず、知事がこの子ども政策のどこに力を置きたいのか、いまいち判然としませんでした。

公約でも、子ども応援社会として、社会全体で子どもを育み、結婚、妊娠、出産、子育て支援を充実するとしているわけではありますが、この条例、計画の策定を機に、実効性のある子ども政策をどのように進めるのか、所見を伺います。

○道見泰憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 子ども施策の推進についてであります。「こどもまんなか社会」の実現に向けては、新たな条例の制定を通じて、子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指すという道の基本的な方向性を分かりやすい形で発信するとともに、子ども計画の策定により、道の子ども関連施策を総合的、一体的に進めていく必要があると考えています。

計画の素案策定に当たっては、審議会での審議のほか、道内の子どもたちとの意見交換などを踏まえて、子どもの権利の普及啓発や、子ども、若者の意見表明等の取組の推進、ライフステージに応じた居場所づくりなど、条例の理念を具体化した新たな取組を盛り込むなどしたところがございます。

道といたしましては、条例や計画について、パブリックコメント等を通じて道民の皆様の御意見を伺い、さらに実効性ある内容となるよう引き続き検討を進めるほか、私を本部長とする子ども政策推進本部で、効果的な施策の進め方等について分野横断的に協議を行うなどしながら、計画に盛り込んだ施策を着実に推進することにより、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 依然として、今議会でもただしてきた答弁の域を出ないわけではありますが、この「こどもまんなか社会」の実現は、来年度の重点政策の検討方針の柱の中にあり、予算編成方針では、この検討方針に基づく優先度の高い施策に、限りある資源を効果的、効率的に配分する

としているわけであります。

例えば、答弁にありましたライフステージに応じた居場所づくりについては、地域の子どもの居場所づくりへの支援など具体的な支援策を講じるべきと考えますが、重ねて所見を伺います。

○鈴木知事 子ども施策の推進についてであります。道では、今般取りまとめた計画素案に、今後5年間で取り組むべき子ども関連施策を盛り込んだところでございます。子どもの居場所づくりに対する国や民間の支援など各種支援事業について、市町村や関係団体に広く周知し、積極的に活用を促すことで、多様な居場所づくりを推進するなど、取り組んでまいる考えでございます。

道といたしましては、「こどもまんなか社会」の実現を来年度重点政策の検討方針に位置づけたところであり、限りある資源を効果的、効率的に活用しながら、計画に盛り込んだ施策を着実に推進してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 やはり、周知、そして活用を促すということで、道の主体的な取組にはつながらないわけであります。例えば、づくり交付金で地域の取組を後押ししたり、地域の活動を盛り上げていく、そうしたことも道として支援をするに値するというふうに思うわけでありますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

新年度の子ども政策の新規事業が、条例の普及啓発、こうしたものがメインにならないように、引き続き検討を進めていただきたいということを指摘させていただきます。

次に、札幌医科大学についてであります。

各部審査では、保健福祉部、総務部においてその取組や課題について議論をいたしました。令和5年度の決算には約21億6000万円の経常損失が発生している一方、法人運営に活用できる積立金は30億円弱しかないため、昨年度と同規模の経常損失が続けば、来年度中には積立金が枯渇し、運営は厳しい局面を迎えることが明らかであります。

札医大が、社会経済情勢等の変化や道民ニーズに対応し、将来にわたり本道の地域医療に貢献する役割を果たしていけるよう、運営交付金の在り方やそのための計画的な施設整備などについて、大学としっかり協議、連携して進めるべきと考えますが、設置者である道の責任者として知事の所見を伺います。

○鈴木知事 札幌医科大学についてであります。札医大は、道立の医科系総合大学として本道の医療提供体制の構築に大きな役割を担っており、道は、札医大がこうした役割を適切に果たしていくことができるよう、運営費交付金による財源措置のほか、大学の教育研究施設等の整備や既存施設の改修などを行っているところでございます。

また、運営費交付金の措置に当たっては、社会経済情勢の変化等の中にあって、札医大の運営に支障が生じることはないよう、物価や人件費の増減などの変動要因を加味するほか、コロナ禍における対応などの特別な需要にも適切に対応してまいりました。

道といたしましては、中長期的視点に立った計画的な施設整備や運営費交付金について、札医大と意見交換を緊密に行いながら、札医大が、社会経済情勢等の変化や道民の皆様のニーズに対

応し、本道の地域医療に貢献する役割を果たしていけるよう、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○赤根広介委員 厳しい経営状況にありながらも、大学として、収支改善には責任を持って取り組むことはもちろんであります。やはり、公立医科大学として、民間が行わない不採算診療科を維持することや、医療材料費、光熱費などの高騰など、大学の努力では対応できない事項も多々あるのが昨今でございます。地域医療を支えるためには、医師をはじめとする人材の確保が何より重要でありますので、そうした取組に支障のないよう、道としてしっかり取り組むことを指摘させていただきます。

次に、防災・減災対策についてであります。

保健福祉部所管では、要支援者個別避難計画の作成など、また、総務部所管では、北海道地域防災計画の修正案を基に、段ボールベッド等の備蓄や広域避難の在り方などについて今後の対応をただすとともに、これまでも発生をした胆振東部地震や、一昨年の冬の雪害の際にも議論を交わしてまいりました情報発信の在り方についても、防災DXを掲げる道の対策の遅れを指摘したところでもあります。

あらゆる災害がいつ何どき発生してもおかしくない本道において、地域防災力の一層の強化に知事はどう取り組むのか、道民や来道者の生命と財産を守る取組について、知事の決意を伺います。

○鈴木知事 今後の防災・減災対策についてであります。道では、能登半島地震への対応において様々な課題が浮き彫りになったことを踏まえ、道防災会議構成機関等と連携して、避難所運営や孤立対策、広域避難などの項目について点検を行い、このたび、防災計画の修正案を取りまとめたところでございます。

この修正案では、段ボールベッド等を開設当初から設置することなど、避難所の生活環境の整備に一層配慮することをはじめ、広域避難を行う際には、道と市町村及び運送事業者の方々等で適切な役割分担を行うことや、災害対応業務のデジタル化を促進することなどを盛り込んだところであり、今後、防災会議を開催し、計画の修正を決定する予定としております。

道といたしましては、これらを踏まえ、今後とも、市町村や関係機関、民間企業等と連携し、実践的な防災教育や防災訓練を積み重ねながら、本道の地域防災力の一層の強化に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今まさに本格的な冬が訪れようとしているわけでありますので、しっかりとした対応を求めておきたいと思っております。

次に、交通政策についてであります。

今議会でも、一般質問や各委員会での質疑を通じて、JR北海道が別次元の話と位置づける線区を維持する費用負担について、早急に地域の不安を払拭するためにも、その位置づけを明確にすべきとの考えに立ち、ただしてまいりましたが、なぜか、答弁の主語が、令和8年度末までに取りまとめる線区ごとの事業の抜本的な改善方策にすり替わり、正面からの答弁はいただけない

状況が続いております。

J Rが別次元と位置づけるこの線区を維持する費用負担は、J R自らが国と協議して答えを出すべきと考えますが、改めて、知事の認識と今後の対応を伺います。

○鈴木知事 黄線区における今後の対応についてであります。J Rからは、線区を維持していく仕組みや費用負担について、現時点で、道及び沿線自治体に対し相談はありません。

道といたしましては、路線の維持・活性化に向けて、まずは、地域との連携の下、徹底した利用促進など、黄線区における実行計画に掲げる取組を着実に進め、成果を積み上げていくことが重要と考えており、今後、国の監督命令に基づく令和8年度末までの事業の抜本的改善方策の取りまとめに当たり、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めながら、J Rと沿線自治体と共に議論を積み重ねてまいります。

○赤根広介委員 今、知事から、線区を維持していく仕組みなどについて相談はないということですが、これは、あくまで、相談を待つというスタンスでよろしいのですか、認識を伺います。

○鈴木知事 黄線区における今後の対応についてであります。路線の維持・活性化に向けては、まずは実行計画に掲げる取組を着実に進め、令和8年度末までに事業の抜本的改善方策を取りまとめていくことが重要でございます。

道といたしましては、J Rの路線へのいわゆる欠損補助などの支援は困難との考えの下、地域としての可能な限りの協力、支援を通じ、成果を積み上げながら、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めるなど、J Rと地域の関係者が共通の理解の下で議論を重ねていくことが重要であると考えております。

○赤根広介委員 繰り返しの答弁で大変残念ですが、今日はこの後がメインでございますので、次に進みたいと思います。

最後に、宿泊税についてであります。

各部審査では、倶知安町における宿泊事業者の負担などについて伺ってまいりました。見込まれる事業者の懸念や課題について、本来、条例提案前に把握し、承諾を取った上で提案すべきだったと考えますが、なぜできなかったのか、まず伺います。

○鈴木知事 倶知安町の事業者負担についてであります。倶知安町内の宿泊事業者の方々においては、従来とは異なる税額の算出が追加で必要となるなど、定額制により導入する他の地域と比べても事務作業はより複雑になるといった特別な事情があると考えております。

道では、これまで、道の新税の考え方を基に、倶知安町が要望する、町内においては道税を定率制とする税制度の実現が可能か、町と共に検討を重ね、結果的には、町の御要望に応える完全な定率制としての税制度の構築ができなかったところではありますが、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識を共有していることから、こうした検討経過も踏まえ、倶知安町とは負担軽減に向けた検討を徹底して進めていくことを前提に、今回、条例提案させていただいたものでございます。

○赤根広介委員 それで、先ほどの議論の中でも、倶知安町に対する対応で、同意に向けた新しい道の考え方が示されたわけでありましたが、事業者に対する負担軽減をどのように考えているのか、伺います。

○鈴木知事 負担軽減策についてであります。倶知安町内への道税導入に当たっては、これまでの町との検討や道議会の御議論を踏まえ、町との合意を目指すためには、負担軽減策に加え、様々な方策について協議の継続が必要であり、その結果、制度面での歩み寄りを行うことが重要との認識に至ったものでございます。

こうした認識の下、道といたしましては、完全な定率制の町内への導入こそが事業者の方々の負担軽減につながるものとの町のお考えを踏まえ、協議を重ねた結果、双方の制度を見直すことを基本とすることについて合意に至ったものでございます。

○赤根広介委員 各部審査の中で、税制度全体の包括的な議論を引き続き丁寧に進めるとの答弁があり、まさに今日の合意を見越していたかのような答弁とを感じるわけでありましたが、ここに至った経緯を改めて伺うとともに、事業者負担軽減のほかに、どのような点を課題として認識し、取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事 倶知安町との協議についてであります。倶知安町内への道税導入に当たっては、これまでの町との検討や道議会での御議論を踏まえ、負担軽減策に加え、様々な方策について協議を継続した結果、双方が納得できる結論を導き出すためには、制度面の歩み寄りを行うことが重要との認識に至ったものでございます。

こうした認識の下、具体の協議を進めていく中で、本日朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町が、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は町内において道宿泊税を課税しないことについて合意をいたしました。

道といたしましては、町内外で納税者間の公平性が損なわれないよう、宿泊の実態を踏まえた、道税による税収に相当する額の考え方などについて、町と共に丁寧に検討することが重要と考えており、引き続き、その実現に向けて真摯に協議を重ねてまいります。

○赤根広介委員 当然、この宿泊税については、私も、12年前、初めての一般質問で提案をさせていただいたところで、ようやく条例提案までこぎ着けたと非常に感慨深いわけでありましたが、ただ、この間の経過については、先ほど来、知事も質疑の中で反省の弁を述べられておりますので、私は、これ以上、責めることはいたしません。限られた時間ですので、今日、できる限りの質疑を通じて、様々な確認事項、疑問点を解消していきたいと思っております。

それで、総務省との協議でありますけれども、各部審査でも、この協議には3か月程度の時間を要するというものであります。

そこで、同意が得られず、段階的定額制に戻る場合には、再度、総務省との協議というものが必要となるのか、この点、見解を伺います。

○鈴木知事 総務省との協議についてでございますが、総務大臣への同意協議についてでございますが、仮に、修正後の条例案を可決いただいた後、国への協議を行い、結果的に同意が得られな

い場合には、元の道案により、道議会での議決をいただいた上で、改めて国と協議することが必要となります。

いずれにいたしましても、道といたしましては、早期に同意が得られるように、事前の相談も含めて丁寧に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 もし、元の案に戻る場合には、さらに時間を要するというところで理解をいたします。

次に、条例案の修正に向けて、道議会の御協力をいただきたいと考えているというお言葉があったわけでありまして。私は、常々、こうした私なりの熱心な議論を通じて道政を前へ進めるために最大限協力をしているつもりであります。道議会の協力ということも様々なことが想定されるというふうに考えるわけでありまして、具体的には、知事が修正案を提案されるという理解でいいのか、具体的にどういう考えをお持ちなのか、伺います。

○鈴木知事 倶知安町との協議結果への対応についてであります。今般の倶知安町と道との合意内容では、その実現に向けては、町内外で納税者間の公平性が損なわれないよう、宿泊の実態を踏まえた、道税による税収に相当する額の考え方などについて、町と共に丁寧に検討することが重要と考えています。

一方、同様に宿泊税の検討を進める約20の市町村との共通認識である令和8年4月からの導入開始に向け、今回の定例会に条例案を提案させていただきましたが、今回の合意内容を想定していないものであることから、定率制により宿泊税を導入した市町村が道宿泊税に相当する額を道に交付する場合は、本条例を適用しないなどの条項を新たに設けることが必要と考えているところでございます。

今般の合意を実現するためには、道の条例案の修正も必要であり、道議会に御相談をしていくことが必要であるというふうと考えているところでございます。

○赤根広介委員 ただ、会期末はもうあさってですよ。本当に時間が限られている中で、相談とは、どういうものが、どんなタイミングで、どういうふうに来るのでしょうか。

知事は、どういうふうに議会と相談していくつもりなのでしょう、改めて伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますけれども、知事総括質疑において御議論いただいているところでございます。こういった道議会での御議論も踏まえながら、道の条例案の修正も必要であることから、道議会に御相談をしていくことが必要だというふうと考えています。

○赤根広介委員 相談内容は要相談ということだと思いますけれども、この間、議論が出ているように、やっぱり、より丁寧な手続、コロナのときなんかも様々ありましたよね、専決処分だとか、補正予算だとか。そうしたときに、知事は、議会との議論をしっかりと大事にしていってください、そういったことを必ず述べられてきたわけでありまして、今度こそ、しっかりと有言実行されるように、ここは強く強く指摘をさせていただきます。

それで、先ほど来、答弁がありますとおり、これまで、約20の市町村をはじめ、自治体や事業者と現段階の条例案で協議を進めて同意を得てきたわけでありまして。今回、今朝、知事が倶知安

町長と電話して、結果、同意をしたということでもありますけれども、こうした約20の市町村をはじめ、自治体や事業者、あるいは、この宿泊税を議論されてきた審議会の皆さん、こうした皆さんへの説明というのはどのように行っていくつもりなのか、伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますけれども、関係市町村、自治体、事業者などに対しましては、速やかに周知と説明を行っていくという考えでございます。今後の意見交換や協議についても丁寧に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○赤根広介委員 ぜひ、説明だけじゃなくて、理解も得られるようにしなければいけないというふうに思うわけでありませう。

そこで、各部審査で、条例成立後、速やかに総務省への協議を進めたいという考えを示されていたわけでありまして、今回、修正した条例案というものが成立をした場合は、今お聞きしました、市町村や事業者への説明を行って、理解を得た後に総務省への協議を申し込む、こうした手順になるのか、それとも同時並行で行くのか、その辺の考え方について伺います。

○鈴木知事 総務省との協議などについてでございますけれども、総務省協議につきましては、条例案が可決された後、実施するものでありますけれども、今回、倶知安町との間で最終合意という形になっている状況もございますので、市町村や事業者に対しましては、まずは速やかに、先ほど申し上げましたけれども、周知、説明、これを行わせていただくと。そして、道の宿泊税の在り方について御理解をいただけるように取り組んでいくということでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、より丁寧な対応というものを重ねて求めておきたいと思っております。

この宿泊税をめぐることは、今議会、各会派を通じて、道と議会との信頼関係への影響、さらには、市町村と道との信頼関係への懸念、こうしたことも各会派から指摘をされたわけでありませう。この税以外にも、先ほども議論しましたJR北海道の実行計画に基づくチャレンジ目標についても、計画決定後、そして、その決定の過程には、道の本庁も沿線の協議会に入りながら決定したにもかかわらず、今、年内に見直すというようなことをしているわけでございますので、どうもこの間の道庁の対応というものが、本当に市町村や道民に寄り添ったものなのか、私としても非常に心配を抱くところであります。

まさに、道庁の組織力というものが問われかねない状況かというふうに思いますので、ぜひ、今年も間もなく一年が終わりますので、また新年に向けても、知事は、その辺もしっかりと気を引き締めて道政運営に臨むことを強く指摘させていただきまして、今日は優しめに質問を終わります。

ありがとうございました。

○道見泰憲委員長 以上で、赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 私は、海野真樹委員の道内空港における国際線の運航について、航空の脱炭素化について、地域交通についてと併せて、経済対策について、宿泊税について、そして、高病原

性鳥インフルエンザについての6点について、以下、簡潔に知事に伺ってまいります。

まず、道内空港における国際線の運航についてであります。

今日、道内空港を発着する国際定期便の運航便数は、アジアを中心に回復し、便数ではコロナ禍前を上回る見込みとなり、来年には大阪・関西万博の開催も控え、今後の路線数、便数、利用者数の拡大が期待されております。

一方で、新千歳空港におきましては、過密化に拍車がかかるほか、各空港の現場では、例えば、依然として深刻なグランドハンドリングの人材不足をはじめ、航空燃料の調達難が続くなど、新規就航を促進する上での様々な課題解決に取り組まなければならないものと考えます。

こうした中、国際線の拡大に向けては、北海道エアポート社や各空港が所在する市町村と連携し、新千歳空港以外の地方空港の就航促進が重要と考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

あわせて、地方空港において、成田や羽田経由で多くのインバウンドが来道しているとの動きもある中、国内の拠点空港と道内地方空港を結ぶ路線の誘致について、どのように対応していかれるお考えなのか、伺います。

○道見泰憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 地方空港における国際線の運航についてであります。国際線の運航は、海外との交流拡大による地域振興や観光振興など、地域経済の活性化を図る上で重要な役割を果たすものと認識をしております。

このため、これまで、受入れ体制の強化や航空燃料の安定的な供給等について国に要請するとともに、就職セミナーの開催などにより、空港業務を担う人材の確保に取り組んでまいりました。

また、道内地方空港と海外や国内拠点空港を結ぶ路線の誘致に向け、北海道エアポートや地元自治体と連携しながら、新千歳空港に就航実績のある海外の航空会社や国内主要空港に就航する本邦航空会社に対して道内地方空港への就航を働きかけてきたほか、官民による実行委員会を通じ、アウトバウンド需要の創出に向けたイベント開催などを行ってまいりました。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートをはじめ、空港が所在する自治体と緊密に連携しながら、空港業務を担う人材の確保といった受入れ体制の強化とともに、航空会社への働きかけ、旅客需要の創出など、地方空港における国際線の誘致はもとより、航空ネットワークの拡充に取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 次に、航空の脱炭素化についてであります。

我が国は、2021年に地球温暖化対策計画において、2030年度には、温室効果ガスを2013年度と比べ46%削減することを目指し、さらには、将来、50%削減の実現に向けて取り組むこととされております。このため、航空業界においても、これらに十分対応することが求められております。

国は、令和4年に空港法を改正し、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を策定することが可能

になったと承知をしております。このため、本道においても、新千歳空港など国管理空港での対応をはじめ、道管理空港においても同様の取組をしていかなければならないものと考えております。各航空会社では、いわゆるSAFなど、持続可能な航空燃料の使用や運航の改善等に取り組んでいるものと承知をしておりますが、まだまだ十分な状況にないものと考えます。そこで、伺います。

北海道エアポートが運営する女満別空港をはじめ、道内の道管理空港について、脱炭素化に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○鈴木知事 道管理空港の脱炭素化についてであります。道では、空港法の改正を受け、昨年8月以降、道が管理する五つの空港ごとに関係事業者の方々や行政機関などによる空港脱炭素化推進協議会を設置し、温室効果ガス削減策などの検討を重ね、本年7月、空港脱炭素化推進計画を作成したところでございます。

今後は、この計画に基づき、航空会社やその他の関係者の方々と共に、航空灯火のLED化、空港車両への次世代自動車の導入などを計画的に推進するほか、特に、温室効果ガス排出量の削減に効果のある再エネの導入について、関係者が連携して取組を進めることとしています。

また、各協議会を定期的に開催し、各実施主体による取組の進捗状況を確認するとともに、その確認結果や技術の進展等を踏まえ、適時適切に計画を見直すこととしており、引き続き、各協議会の皆様と連携しながら、環境と経済社会が調和しながら成長を続ける2050年ゼロカーボン北海道の実現に向け、空港における脱炭素化の推進に取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 次に、地方交通について伺います。

今日、全道的な人口減少などを迎える中、公共交通の利用者は減少傾向にあります。特に、利用者の減少やドライバー不足などを背景として、路線バスについては、地方部はもとより、札幌市など大都市部においても減便の動きが広がっております。利用者減がバスの減便などにつながり、利便性が低下することで利用者がさらに減少するという負の循環に入っているのではないかと考えます。

道は、新たな総合戦略の中で、「一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る」などと掲げられておりますが、その実現には、何より交通弱者と言われる高齢者や学生、児童の足である路線バスの確保が重要と考えます。

利用の促進、ドライバーの確保、エネルギー価格の高騰など、路線バスを維持するためには多くの課題があるものと考えますが、広域な本道においては、道民生活を支える、なくてはならない路線バスの確保にどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○鈴木知事 地域交通の確保についてであります。人口減少に伴う利用者の減少や燃油高騰、さらには輸送を担う人材不足などにより公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中、とりわけバス事業においては運転手不足が顕著となっており、将来にわたり地域のバス路線を安定的に確保する上で喫緊の課題になっているものと認識しています。

こうした中、道では、運転手の確保に向けて、北海道バス協会などと連携を図りながら、免許

の取得費用に対する助成をはじめ、昨年度からは、移住施策との連携による道外プロモーションの実施や、自衛隊を退職される予定の方々を対象に就職相談会を開催するなどの取組を強化したことに加え、今後は、現在、国において運用開始の検討が進められている自動車運送業分野における特定技能制度の活用を念頭に置いた外国人材の確保に向けた取組を展開するなど、幅広い対応を図っていくことが重要と考えております。

道といたしましては、こうした国の新たな動きを踏まえながら、引き続き、国に対して、運転手の雇用環境の整備への支援や、バス路線の運行に必要な予算の確保などについて働きかけるとともに、住民にとって身近な生活バス路線の維持などに向けては、利用者のニーズを踏まえた運行経路の見直しといった利便性の向上が図られることも重要であり、事業者の方々はもとより、北海道運輸局や市町村などとの緊密な連携の下、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 次に、経済対策についてであります。

国は、さきに国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を示され、現在、臨時国会で審議をされておりますが、早期成立を強く期待するものであります。一方、道としても、経済対策推進本部を開催し、全庁的に検討を加速させているものと承知をしております。

道においては、これから厳冬期を迎える中で、エネルギーや食料品の価格高騰の長期化、人手不足など厳しい状況に直面する中、道民の皆様の暮らしを守りつつ地域経済を発展させていくためには、国の動きに呼応し、できるだけ速やかに経済対策を具体化させて、その効果を一日も早く全ての道民に届ける必要があると考えます。

道として、今後どのように対応していかれるのか、伺います。

○鈴木知事 経済対策に係る今後の対応についてであります。長引く物価高により道民の皆様や事業者の方々にとって厳しい状況が続く中、国の新たな経済対策には、先般、関係大臣に要望した物価高の長期化に対する影響緩和策や、生産性向上への支援、価格転嫁対策などが盛り込まれたところであります。

これらを踏まえ、道では、先月、経済対策推進本部会議を開催し、本道の実情や地域の方々のニーズを丁寧に把握しながら、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った対策の検討を加速するよう、私から指示したところでございます。

また、昨日、9日には、国の補正予算案が臨時国会に提出されたことから、道といたしましては、国の補正予算の審議動向などを注視しつつ、国の交付金における推奨事業メニューや、これまでの経済対策の実績と効果などを踏まえ、対策の具体化を進め、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 御答弁いただきました。長引く物価高により、道民、事業者は、本当に厳しい状況の中、年の瀬を過ごしております。国の補正予算は、昨年度が142億円であり、今年度はそれを下回ることはないと聞こえてきております。臨時国会終了後、予算の可決がされましたら、一日も早くお困りの皆様の手元に届けることができるよう、よろしく願いを申し上げます。

次に、宿泊税についてであります。

道から提案された宿泊税条例については、先行して定率制を導入している倶知安町との間で、事業者負担軽減などに関し、引き続き協議が必要な状況となっております。先ほどは、制度面で歩み寄り、合意を得たとの議論も聞こえてまいりました。

我が党としては、北海道観光をなお一層発展させていくためにも、道民や事業者、市町村の皆様は宿泊税導入のメリットを御理解いただいた上で、混乱のない中で宿泊税を推進していくべきとの考えであります。先ほどからの議論を伺っておりますと、道には、引き続き、理解が深まるようさらに取り組まれる必要があると考えております。

道民の皆様、市町村や事業者の方々に宿泊税の意義を理解していただきながら、税財源を活用し、本道観光の振興、地域活性化を進めていくためには、税の徴収開始までのプロセスとして総務省との協議があることは理解しておりますが、今後どのように進めていくお考えなのか、伺います。

○鈴木知事 宿泊税に係る今後の対応についてであります。道では、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す観光立国・北海道の実現を目指すことが重要であり、このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく宿泊税を導入し、安定的な財源の下、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。

道といたしましては、引き続き、道民の皆様や市町村、事業者の皆様に対しても、宿泊税の導入について御理解を深めていただくため、その内容に加えて、導入の必要性や導入による効果などについて、様々な機会を捉え、分かりやすく丁寧な説明に努めていくとともに、今後の税の使途として、施策の検討においては、市町村や事業者の皆様との継続的な意見交換を通じ、地域の課題や実態に即した施策展開を図ってまいります。

また、倶知安町との間では、本日朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は道宿泊税を課税しないという双方の制度を見直すことを基本とすることについて最終合意に至りました。

道といたしましては、引き続き、その実現に向けて真摯に協議を重ねてまいります。

○荒当聖吾委員 本日、倶知安町との合意に至ったということ伺いまして、私としては、まずは安堵しております。

しかしながら、このやり方が正しいものになるのか、倶知安町を除く178市町村は、いきなりの本日の合意された内容やこのやり方に混乱を生じないのか、それではと定率制を選択する市町村が複数出てくるのではないのか、総務省も認めるのか、大臣も同意するのか、今のところは、さきの議論の中でもありましたが、見切り発車という状態になるものと思われ。くれぐれも混乱を招かないように、また、遺恨が残らないように今後の対応をお願いしたいと思っております。

最後に、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

今年は、高病原性鳥インフルエンザが道内でも既に2件発生し、全国的にも昨シーズンを大きく上回る発生件数であり、今後も道内で続発することが懸念をされております。

道内では、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染が相次いで確認され、養鶏業者や農業関係団体、行政機関関係者は緊張感を持って対応に当たっているものと承知をしておりますが、本病が発生した場合の防疫対応、特に処分作業については、農政部を中心とした道職員の皆さんが大きな役割を果たしており、改めて敬意を表するものであります。

しかしながら、そもそもこれら緊急的な対応に当たる道職員の本来業務に支障を生じることを考えると、今後、職員のなお一層の負担軽減に向け、業務の民間への委託を積極的に推進すべきと考えます。

これから厳冬期を迎える中、養鶏場における新たな発生防止に向けた防疫の強化や、発生時における対応にどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○鈴木知事 高病原性鳥インフルエンザについてであります。道内においては、この秋、国内で過去最も早い発生となった厚真町の農場に始まり、その後、旭川市や道外各県でも発生が続いており、発生リスクが極めて高い状況が継続していると認識しています。

こうした中、道では、市町村などと連携し、農場や関係者の方々に対し、鶏舎周辺の消毒の徹底をはじめ、野生動物の侵入防止などの発生防止対策について丁寧な技術指導を行ってきており、今シーズンの発生に際しましては、今までの検証を踏まえ、ストックポイントからの円滑な防疫資材の調達や、作業時の安全確保に向け、防疫マニュアルの改定などを行ったほか、移動用バスと食事の手配の外部委託により負担軽減を図ったところでございます。

道といたしましては、道民の皆様に対し、流通している鶏卵や鶏肉の安全性などについて正しい情報を継続して提供し、風評被害の防止に努めつつ、本病の発生防止に向けた取組を継続するとともに、さらなる職員の負担軽減に向けた外部委託の検討を行うなど、より効果的な防疫対策を進めてまいります。

○荒当聖吾委員 重ねますが、私は、本当に素人なもので報道を眺めることしかできなかったのですが、道庁職員の皆様の御尽力に感謝を申し上げる次第であります。

起きてほしくないこの病気ですが、これまでの経験を蓄積され、対応の質、量も成熟してきたと伺いました。答弁と重なりますが、職員の皆様の本来業務を確保するために有効な外部委託の検討を進めていただくようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。終わります。

○道見泰憲委員長 以上で荒当委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 真下委員の総括質疑に保留した事項も一括して質問をいたします。

まず、観光機構負担金事業についてです。

2008年度から16年も継続している北海道観光機構の負担金事業のほとんどが現物協賛で機構の負担額を積算しています。しかし、負担金事業も現物協賛も法的根拠に基づかない。我が会派の調査では、同様の負担金事業は、観光局以外の道庁組織にも、そして回答のあった44都府県、い

ずれにもないということが判明しました。

包括外部監査では、機構設立の経緯を説明できる公文書が存在していないと指摘されておりますが、負担金事業の客観的根拠をどのように説明いたしますか。

○道見泰憲委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 機構負担金事業についてであります。観光機構設立時の今から16年前、平成20年度に、負担金事業が導入された経緯についての公文書は保存されていないものの、機構設立に当たって、有識者により構成された検討委員会による「北海道観光戦略推進組織のあり方」の中で示された、官民が一体となって、資金的にも人材的にも共同で支える形態であるべきとの考え方をベースに、道と機構は共同で負担金事業を行っております。

○丸山はるみ委員 経済部は、負担金事業の根拠について、監査から適正な執行と財務上の規則等に反してはいないと答えていらっしゃいます。

しかし、観光機構負担金事業が特異なのは、機構の負担分を現金以外で積算する現物協賛を採用していることにあります。現物協賛にも法令の根拠はなく、実際に観光機構が負担をしていないにもかかわらず、機構への派遣社員やボランティアの person 費、他団体等から提供された物品などを機構自らが支払ったとする費用負担額として計上しています。

これは明らかに実態と異なるのではないかと思いますので、見解を伺います。

○鈴木知事 機構負担金事業の現物協賛についてであります。道は、観光機構との協定書により、機構に対して現物協賛を含めての費用負担を求めており、企業や団体からの協賛を機構の負担分として含めることについては、機構自らの努力により集めたものであり、監査においても指摘されておらず、適正な執行であると認識しております。

○丸山はるみ委員 監査委員は、現物協賛の根拠規定の存在は承知していないと明言していません。道と機構との協定書の別表に、現物協賛を含むと付記されただけの曖昧な根拠しかありません。せめて、地方自治法に基づく指定管理の負担金事業と同等の水準に見直すことが必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○鈴木知事 現物協賛の考え方についてであります。指定管理業務については、主に、公の施設の管理において、清掃や施設の保守点検などの水準といった管理基準があるものであり、道が示すその内容、水準ともに性質の異なる観光振興に係るソフト事業において同様に扱うことはできないと考えております。

その上で、より適正な運用となるよう、現物協賛の算定に当たっては、現物協賛額算定基準を定め、客観性と公平性を担保するなどの措置を講じており、実態などを踏まえた見直しが必要と判断した場合は適時に行う考えでございます。

○丸山はるみ委員 もう一つ明らかになった重大な問題は、共同事業の在り方です。

予算情報を持つ経済部の現職職員が、観光機構の三つの部会に毎年参加をし、部会議論を踏まえて機構の要望書としてまとめ、道に提出しています。昨年度の要望書には、事業名のほか、具体的な予算額まで要望、提案をしています。部会の議事録を見ますと、予算についての言及もあ

りました。共同事業であっても、行政と関与団体の意見交換として問題があるとお考えにはなりませんか。

○鈴木知事 予算に関する意見交換についてであります。観光機構負担金事業は、道と観光機構が共同で実施する事業であることから、道は、機構と日頃から適切なコミュニケーションを図り、常に目線を合わせていくことが重要と認識しています。

このため、道としては、機構の行う会議に観光部局の職員も参加の上、観光に関する課題の把握や実施している事業の振り返り、今後必要な取組について意見交換をしているものです。

また、機構から道に要望書が提出された後においても、限られた財源の中で、道としての事業の在り方について庁内で検討を重ね、道として予算事業につなげていくものであり、意見交換の在り方としては問題はないと考えています。

○丸山はるみ委員 部会では、来年度予算に関しても意見交換をしているという理解でよろしいですか。

○鈴木知事 予算に関する意見交換についてであります。観光機構と道職員の意見交換においては、観光における課題の把握やこれまでの取組の振り返りとともに、次年度に共同で行う事業に向けて必要な取組などを議論していると承知しております。

○丸山はるみ委員 明言は避けられましたが、これまでの会議録を見ますと、事業の予算や規模を含めた議論を行っていることは明らかだと思います。

機構は、昨年度の予算要望では、具体的事業と予算要望額を事細かに記した参考資料を添付しています。部会では、昨年度まではオブザーバーでの参加だった道職員が、今年度からは道職員は正式に参加させていただくとして、事業の具体的金額を含め議論されいながら、今年度は具体的予算要望額の資料が添付されなかったと承知をしておりますが、添付の必要がないくらい機構と道は一体化しているということなのでしょうか。

機構の予算要望は、機構部会で道幹部職員と機構との間で意見交換をした上でつくられています。財政課への予算要求の前の機構の要望段階で道幹部の意見が機構の要望に反映されているということは、知事の専権である予算編成過程がゆがめられているのではないかと考えています。

では、経済部以外の知事部局において、経済部と機構のように、来年度予算に関して具体的な金額を含めた意見交換を予算要望を受ける前から行っている事例はあるのでしょうか。

○鈴木知事 予算に関する意見交換についてでございますけれども、観光に関する課題の把握や実施している事業の振り返り、今後必要な取組についての観光機構との意見交換は必要なものと考えております。こうした意見交換の下に、道として、施策の方向性に合致しているかなどの庁内検討を重ね、予算要求を行っており、問題はないものと認識しております。

また、様々な形で意見交換を行うことは、一般的にあるのではないかとこのように考えています。

○丸山はるみ委員 当然、意見交換することはあるというふうに思います。団体による部局あるいは道への予算要望の前に、そうした団体と担当部局が、次年度の事業について、具体的に事業

規模まで言及をして協議しているかということについてお答えいただいていますか。

○鈴木知事 意見交換等についてでございますけれども、様々実施している事業の振り返りですとか、また今後何が必要かとか、そういった意味での意見交換というのは様々行われているというふうに考えておりますが、その相手方たる当事者が何を発言をするのかということについて全て詳細に把握しているという状況にはございません。

○丸山はるみ委員 少なくとも、昨年度の機構からの予算要望では、添付された資料には具体的事業と予算要望額を事細かに記されているということで、機構と道観光局との特異な関係が表れているのではないかと私たちは考えています。これまでの負担金事業の実態を見れば、観光機構自身が財政的な自立をされていない、税金や現物協賛に大きく依存しているということは明らかだというふうに思います。

現在の協定書による共同の事業では、関与団体である機構に対し、道の指導権限も監督権限もないとしておりますが、機構は、道と同じく監査委員による監査を受け、関与団体の適正化方針の対象団体です。これで、道による指導監督権限がないということは、どういう理由で言えるのでしょうか。

○鈴木知事 機構への指導監督についてであります。観光機構の負担金事業については、協定書に基づき、道と機構が共同実施しているものであり、道から機構に対して一方的に指示や指定を行うものではなく、道の考え方を示しながら協議を重ねて進めるものでございます。

一方、機構は道の関与団体に含まれ、この観点からは、関与団体の適正で健全な運営や自立化を着実に推進するため、道では、毎年、運営状況等の点検を実施するほか、3年に1度の現地調査を実施し、適切な指導などを行うこととしております。

○丸山はるみ委員 機構と道の関係については問題があるというふうに思っています。

次の質問に行きますけれども、宿泊税の問題です。

議論が尽くされていない中で条例提案を強行したということは、市町村との合意形成よりも当初の導入スケジュールを優先したということにほかならない。知事の強引な姿勢が市町村との間に大きな禍根を残すことになるという、その思いには至らなかったのでしょうか。

○鈴木知事 宿泊税の導入過程についてであります。道といたしましては、宿泊税の導入により地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興が図られるよう、市町村など関係の皆様と連携協力し、取り組んでいくことが重要と考えております。

本定例会において御議論いただいている倶知安町内への道税導入についても、これまでの町との検討や道議会の御議論を踏まえ、町の御理解を得るため、負担軽減策に加え、様々な方策について協議を継続してまいりました。

こうした中、本日朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は道宿泊税を課税しないという、双方の制度を見直すことを基本とすることについて最終合意に至ったものであります。

道といたしましては、引き続き、その実現に向けて真摯に協議を重ねてまいります。

○丸山はるみ委員 知事と倶知安町長との最終合意を実現する上で、現在、道議会に提案されている条例案では対応できないということで、具体的にどの箇所においてどのような修正を要するのか、説明をお願いします。

○鈴木知事 倶知安町との協議結果への対応についてであります。道では、同様に宿泊税の検討を進める約20の市町村との共通認識である令和8年4月からの導入開始に向け、今回の定例会に条例案を提案させていただきましたが、今回の倶知安町との合意内容を想定していないものであることから、定率制により宿泊税を導入した市町村が道宿泊税に相当する額を道に交付する場合は本条例を適用しないなどの条項を新たに設けることが必要と考えております。

○丸山はるみ委員 そして、知事は、先ほどの答弁で、本条例案の速やかな成立のため、条例案の修正に向け、道議会の御協力をいただきたいということでしたが、知事の責任で提案している条例案に不備があった場合、対応ができないということですから、その修正は、本来、知事自身が行うべきだと思います。

条例案を撤回し、再提出するという選択肢もありますが、なぜそうしないのか、理由をお聞かせください。

○鈴木知事 条例案についてであります。道と同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、協議を重ねてきた倶知安町との間でも、お互いに歩み寄る形で、本日、合意に至ることができたものであります。

道としては、様々な思いが込められた宿泊税を、皆様の御協力の下、実現につなげていきたいと考えており、引き続き、倶知安町をはじめ、道内の市町村や事業者の方々と真摯に協議を重ねてまいります。

○丸山はるみ委員 倶知安町長と知事の今朝の合意ですね。市町村の合意なく条例制定を強引に押し進めようとした知事の姿勢の破綻であり、これは猛省すべきだというふうに思います。

しかし、これまでの議論を根底から覆す議論であり、議会議論はもちろん、市町村とも十分に協議を行う時間は必要ではないでしょうか。にもかかわらず、スケジュールありきで条例成立を急ぐことは、新たな税を課そうとする行政として最も行ってはならない態度ではないでしょうか。当初から決めたスケジュールのためであれば、議会での十分な議論も、市町村との十分な協議を経た上で条例を制定するというプロセスも、省略してよいという知事の姿勢が色濃く映りません。

現在、提案している条例案に問題があり、修正が必要なのであれば、撤回をし、再提出を行うべきではありませんか。

○鈴木知事 条例案についてであります。道と同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道といたしましては、様々な思いが込められた宿泊税を、皆様の御協力の下、実現につなげていきたいと考えており、引き続き、倶知安

町をはじめ、道内の市町村や事業者の方々と真摯に協議を重ねてまいりたいと考えております。

○丸山はるみ委員 徴収した宿泊税の具体的な使途もなかなか明らかになってこない中で、令和8年4月から導入したいということ、とにかく税金を取りたいというふうにはしか聞こえないのですね。これが北海道観光なのかと、北海道のおもてなしなのかということを私は感じたということとを率直に申し上げておきたいと思います。

次の質問です。

最後になりますが、道営住宅の家賃の見直しについてです。

道は、道営住宅の立地や設備水準などによって入居申込みに偏りが見られ、近年、長期的な空き家が課題となっていることから、北海道住宅対策審議会の答申を踏まえ、団地の利便性を再評価した家賃等の見直しを行うとしました。

しかし、現在の家賃は、既に設備利便、立地利便を考慮して定められており、住民は、毎年、収入を申告して適正な家賃を支払っています。長期空き家の責任は貸主の北海道にあるはずですが、このことについて知事の認識を伺います。

○鈴木知事 道営住宅の空き家についてであります。このたびの見直しは、住宅対策審議会の答申を踏まえ、住宅の設備や立地による利便性を再評価するものであり、地下鉄駅に近いなど立地の利便性が高い団地で増額となる一方で、入居需要が低い、給湯設備や浴槽のない団地、エレベーター未設置団地の3階以上については、家賃を減額することとしています。

道としては、入居を促進するため、単身者の方々など入居者資格の拡大や居住性を向上させる改善などに取り組んでまいりましたほか、このたびの家賃の見直しとともに、地域課題に対応した空き家の活用について民間事業者等に幅広く提案を募集するなど、空き家の解消に向けた取組を進めているところでございます。

○丸山はるみ委員 道営住宅の問題のもう一つは、エレベーターやオイルサーバーの設置など、住環境の改善が遅々として進まない状況があることです。物価高騰が続く一方、住民の収入は増えていません。暮らしは追い詰められています。住環境の向上も実施されない中、それでもなお家賃の上げを住民に押しつけるのでしょうか。上げをするべきではないのですよ。さらに引き下げれば空き家の解消につながるはずですよ。上げを断念すべきではありませんか。

○鈴木知事 家賃の見直しなどについてであります。道では、空き家の活用に関する住宅対策審議会の答申を踏まえ、民間事業者等から提案を公募するなど、地域の実情に応じた柔軟な活用を図るほか、住宅における設備の設置状況や立地といった利便性を再評価した家賃の見直しを進めてきたところであります。

このたびの家賃の見直しにおいては、約4割の世帯で家賃が増額となる一方で、約5割で減額となるところであり、道といたしましては、令和7年4月からの家賃改定に向けて、まずは各振興局への入居者相談窓口の設置や、見直しの状況を踏まえた説明会を開催するほか、増額による負担が大きい一部の世帯に対しましては、急激な上昇とならないよう激変緩和措置を実施することや、収入が著しく低い世帯に対しましては、家賃の減免制度を積極的に周知するなど、道営住

宅の入居者の方々の事情に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 終わります。

○道見泰憲委員長 以上で丸山委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

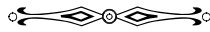
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後6時2分休憩



午後6時4分開議

○道見泰憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会におきまして付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第1号、第2号、第21号、第32号ないし第36号及び報告第1号につきましては、議案は、いずれも原案可決、報告は承認議決と決するべきとの結論を得た次第でありますので、御報告を申し上げます。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件につきましては、議案は、いずれも原案可決、報告は承認議決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第21号、第32号ないし第36号及び報告第1号につきましては、議案は、いずれも原案可決、報告は承認議決と決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道見泰憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○道見泰憲委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、12月3日に設置以来、令和6年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般に

【予算特別委員会 12月10日 第2号】

わたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審議を終了することができましたことは、畠山副委員長、内田、久保秋両分科委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後6時6分閉会